

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第四卷 第三號

昭和十八年八月三日刊行

調査研究

續徳川時代全國人口の再吟味……………關山直太郎（二）
モンペルトの福祉説について……………本多龍雄（一一）

彙報

藥事法の公布——關東州國民體力令の公布——國民體力法施行規則中改正の件公布——船員保險法施行令中改正の件公布——船員保險法中改正法律の一部施行期日の件公布——國民健康保險法施行規則中改正の件公布——國民健康保險法施行規則第十三條の三の保險醫が診療を爲すに付必要なる事項の告示——大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮に關す件改正の件公布——南方人文研究所官制の公布——南方資源科學研究所官制の公布——農林省の農林水産業調査規則に依る昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表

文獻

邦文人口問題關係文獻（三四）

厚生省研究所
人口民族部

人口問題研究

第四卷 第三號

調査研究

續徳川時代全國人口の再吟味

關山直太郎

はしがき

筆者は曩に本誌第二卷第八號に標記の論題を以て、徳川時代の全國人口に關する從來の通説(一)に對し、諸種の疑問を披露し、且つ之に對して自ら妥當と信する若干の私見を陳述した。其の主要な論點は、「全國人口調査の動機に對する疑」、「享保八年の全國人口調査に對する疑」、「調査範圍及調査客體に對する疑」、「文化十三年人口並に文政十一年人口に對する疑」、「全國人口趨勢の再吟味」であつて、二年後の今日に於ても大體の内容に就てはさして改變の必要を認めて居らぬ。唯、當時見ることを得なかつた資料が、其後管見に入つたものもあり、殊に全國人口の數に關しては、尙ほ未紹介の回次分をも發見し得、且つ從來異説のあつた分に對しては、之が正否を決定するの材料をも二、三得られたので(筆者がこ

續徳川時代全國人口の再吟味

の前者の保留を以てではあつたが、嘉永五年に擬した人口は寧ろ之を文政十一年に充つべきものと改めたことを、前以て特におこしはりする、茲に重ねて同標題の下に拙文を發表することとする。

尙、徳川時代の全國人口統計には、周知の様に多數の除外者があり、其の數は或は二百萬人と云ひ、二百五十萬人と云ひ、三百萬人と云ひ、三百五十萬人と云つてゐるが、其の據るべき基礎は甚だ薄弱であり、且つ其の見積りは甚だ過少と認められる。筆者も此の點に關しては曾て誤を冒した譯であるが、其後明治初年の人口が一朝卒然として増加したものでないといふ極めて當り前の事實に想到し、其除外數は少くとも四百五十萬人乃至五百萬人位に上つたものと信ぜざるを得なくなつた。第二項は右の趣旨を論じたものである。

第一項 調査回次とその該當人口

徳川時代の全國人口の調査は、周知の如く享保六年以後、嚴密に云へば同十一年以後六年毎に反復せられ、以て幕末に至つたが、その末期には幕府の統制力も弱まり、又内外多事であつたため、實際上之を行ひ得なかつた年もあらう。従て果して何回實行されたかは明確でないが、少くとも二十數回に及ぶべく、もし最終該當年たる元治元年迄毎回實施されたとすれば、全部で二十五回はれたこととなる。(1)而して其の調査結果に就ては、古く寛政年間太田南畝が幕府の公文書類を編纂した「竹橋餘筆別集」(2)や、安永年間西山文叔が編輯した「官中祕策」(3)等に夫々數回分を傳へて居り、又若

(ロ) 「本朝古來戸口考」

(ハ) 「形勢總覽」但し同書には享保六年は八年とあり、寛延三年は寛延年中とある。

(ニ) 「吹塵録」

(ホ) 「近世人口の蕃殖」

(ヘ) 「徳川時代に於ける日本の人口」但し一、二回端數に小異があるが誤植と認む

(ト) 「大日本古來人口考」本論文には既往發表の計數は殆んど全部網羅してあるが、その當否を斷定してゐない。茲にはその中の單なる推測のものや調査年次以外の年の分は之を除く。

○印は正常と認めらるゝもの×印は誤れりと認めらるゝもの。

即ち明治十年以前には僅かに二回分が知られたに過ぎなかつたが、十二年には四回分、十六年には六回分、二十年以後は十二三回分が知られる様になつた。(尤も此中には誤謬の明かなるものが若干ある)。然るに我々は今日前記諸氏の研究成果を利用し、又其後發表されたものにより訂正増補して、前後十八回分を知り得るのである。勿論此等の中には或は幕府の公的記録に其の出所をもつと覺しきものがあると共に、其の出所の明かでないものもあり、又調査條規を始め、國別、男女別人口を詳しく掲ぐるものがあるに對して、或年の調査人口の末尾に附掲さるゝ前回調査との差引増減に依り、前回分を算出したものもある。又年代が判然とせず異説が立てられてゐるものもあり、其の他書寫の誤謬か、或は當初よりの誤か、内譯と合計と一致しないものも少なくなく、端數切捨を元來のラウンド・ナムバーと解して合計したらしい誤もある。今比較的信頼に値ひすると認めらるゝ回次の調査人口とその出典とを左に掲げよう。

(一) 享保六年人口 二六、〇六五、四二二人

(「竹橋餘筆別集」八)

之は幕府への報告書と思はるゝ「享保二十己卯年五月」の日附をもつ文書中に、享保十一、十七兩年次の全國人口並に別に幕府が提出を命じた

續徳川時代全國人口の再吟味

十代藩の人口趨勢と共に記載されてゐるのである。此三回分の人口を小宮山綏介氏は出典を示さずして紹介してゐられるが(其のため永く世上に「小宮氏説」として通用した)、多分此「竹橋餘筆別集」に依られたものなるべく、井上瑞枝氏は其論文中に本書を出典として掲げてゐられる。尙、此度の調査は必ずしも享保六年のものに限らず、五年調のものも入つてゐるわけであつて、本庄博士は之を他の年次の數字と區別して考へねばならぬと云つてゐられる。然し當時の人口をさ程嚴密に考へる必要はなく、享保六年人口として扱つても差支へないと思ふ。

(二) 享保十一年人口 二六、五四八、九九八人

(「竹橋餘筆別集」八、「吹塵録」)

「竹橋餘筆別集」には、享保六年の人口と比較して『寅年ヨリ午マデ五年ノ間増四十八萬三千五百七十六人』と記してゐる。

(三) 享保十七年人口 二六、九二二、八一六人

(「竹橋餘筆別集」八、「吹塵録」)

「竹橋餘筆別集」に依れば、『未ヨリ子マデ六年ノ間増三十七萬二千八百拾八人』とある。「吹塵録」には男女の内譯を掲げ、又傍書に今回の調査が五歳以上に限つた如く記して居り、更に附註して、『此壹年は石川

壯次郎より得たるもの也。一本に「武林隱見録」によるとありて、諸國人別を記せり。其人員符合せり」と云つてゐる。國別人口を記載してゐると云ふ「武林隱見録」を今日見ることを得ないのは遺憾である。尙、今回調査が五歳以上に限つたといふ説の輒く信ずべからざること、及石川壯次郎が幕末勘定所の役人であつたといふことは前稿に於て論じた。

(四) 延享元年人口 二六、一五三、四五〇人 (「官中祕策」)

之は次回分との差額二三五、六二〇人を加へて算出したものである。

小宮山氏及井上氏は此計數を採つてゐるが、横山氏は此年分として二五、六八二、二二〇人をあげてゐる。之は寛延三年の増加分二〇八、五二三人を差引いたのみで、減少分四四四、一四三人(此増減は男女別の増減數か、増した國及減つた國の夫々の合計分不明である)を加へてゐないために起つた誤である。

(五) 寛延三年人口 二五、九一七、八三〇人

(「官中祕策」、「吹塵録」)

「官中祕策」の掲ぐる所に依り始めて國別及男女別の計數が知られる。

鈴木芬太郎氏が往時發表された「寛延三年御國人口表」⁽¹⁰⁾には、男女合計二五、九三五、七一一人としてゐるが、之は蝦夷松前の男女計二二、八〇七人を加算したのである。

(六) 寶曆六年人口 二六、〇六一、八三〇人 (「官中祕策」)

寛延三年との差増「四四、〇〇〇人を加へたものであり、横山、小宮山氏の採用する所である。但し「官中祕策」には端數は三十餘人となつてゐるものと、三十人となつてゐるものがあり、又差増額に千以下の端數がないのも訝むべきであるが、今姑く之を問はない。澁井孝徳(大室)の「地理志」には此年の國別人口を傳へてゐるが、其中には計數の缺けて

ゐる國が若干あつた。高橋梵仙氏は同人著の「國史」卷二十三(帝國圖書館藏)によつて、其完全なものを得られたが、之によると同年の總數は二六、〇七〇、七二二人である。但し之には蝦夷人口二二、六三一人を含んでゐる。

(七) 寶曆十二年人口 二五、九二二、四五八人 (「吹塵録」)

以下四回分は「吹塵録」に傳へるのみで、小宮山、横山、井上氏等も觸目するに至らなかつたものと考へられる。

(八) 明和五年人口 二六、二五二、〇五七人 (「吹塵録」)

(九) 安永三年人口 二五、九九〇、四五一人 (「吹塵録」)

(十) 安永九年人口 二六、〇一〇、六〇〇人 (「吹塵録」)

(十一) 天明六年人口 二五、〇八六、四六六人

(「吹塵録」、「天明寛政人數帳」)

「吹塵録」には總數のみを傳へてゐるが、瀧本博士が「日本經濟大典」第四十八卷に收められた「天明寛政人數帳」には國別及男女別人口を詳細載せてゐる。

(十二) 寛政四年人口 二四、八九一、四四一人

(「吹塵録」、「甲子夜話」)

之は次回寛政十年との差額五七九、五九二人を差引いたものである。

松浦靜山の「甲子夜話」卷八十七に早く之を載せてゐる。小宮山氏も此數字を紹介してゐるが、或は同書に依つたものかも知れぬ。

(十三) 寛政十年人口 二五、四七一、〇三三人

(「吹塵録」、「甲子夜話」)

(十四) 文化元年人口 二五、六二二、九五七人

(「吹塵録」、「天明寛政人數帳」)

之は夙に横山氏に依つて紹介されたのであるが、小宮山氏は別に同年人口として二五、五一七、七二九人といふのを發表され、此二五、六二二、九五七人は之を文化十三年人口に擬せられた。本庄博士其他小宮山氏に従はれたものは少なくない。又瀧本博士は此二五、六二二、九五七人を寛政四年人口に充てゝゐられる⁽¹³⁾。然るに之は前回私が詳しく考證した如く、「吹塵録」や「天明寛政人數帳」に載する「諸國人數調」の前文、即ち調査規定の署名者大目付神保佐渡守、勘定奉行石川左近將監の各在職期間より推して、文化元年のものと斷定せざるを得ない。小宮山氏が文化元年分として採用された二五、五一七、七二九人は、明治十六年刊の「編纂世編「形勢總覽」」に掲ぐる文化十三年人口と全然同一であり、小宮山氏は恐らく兩者の年次を誤つて採用されたのではないかと考へられる。然し此「形勢總覽」の文化十三年人口を國別に検討してみると、文化元年分と符節を合する如く一致する。唯一致しない分が數國あるが、之は明かに傳寫の誤り或は脱漏であることが看取される。「形勢總覽」の編者は此誤の儘を集計して前記二五、五一七、七二九人を得たのである。之が文化十三年のものでないのは勿論、文化元年分でもないことが明かな以上、我々は潔く之を捨てねばならぬ。

(十五) 文政五年人口 二六、六〇二、一一〇人

(「徳川理財會要」)

之は次の文政十一年人口から差額五九九、二九〇人を差引いたものである。文政五年人口は從來何人によつても紹介されなかつたが、「徳川理財會要」の引用する「帳會記」には文政十一年との差を『五年甲午(壬午の誤か)點檢額ヨリ減少スル者一十萬三千四百七十五人、同上點檢額ヨリ増加スル者七十萬二千七百六十五人』と記して居り、之によつて文政五年

續徳川時代全國人口の再吟味

の人口を算出することが出来るのである。

(十六) 文政十一年人口 二七、二〇一、四〇〇人

(「文恭公實錄」、「徳川理財會要」)

之は小宮山氏が先づ紹介されたのであるが、出典は示してない。井上氏は「文恭公實錄」を引用して之を文政十一年に充てながら、一方では之を嘉永五年人口に充てゝゐられる。即ち同氏は「嘉永六丑臘月調閣國總人別寄帳寫」を根本資料として紹介されたが、それには男女別及國別人口が記載されて居り、資料の文面に基き之を嘉永五年のものとなされたのである。然るに其男女別寄帳、國別合計の結果は、徒來文政十一年人口として傳へらるる數字に全然一致する。又「徳川理財會要」には「帳會記」を根本資料として引用し之を文政十一年に充て『總人員二千二十萬四百人、内計男一千四百六十萬七千三百三十六人、女一千三百四萬六千六百六十四人と爲す』(筆者註、原文のまゝ男女を合計すると二七、六四一、四〇〇人となり、訂正の分を合計すると二七、二〇一、四〇〇人となる)と記してゐる。更に「文恭公實錄」を検してみると、⁽¹⁷⁾『是歲(文政十一年)閏天下民口、男千四百十六萬七百三十六口、女千三百四萬六千六百六十四口、總計二千七百二十萬四千四百口』とある。井上氏所引の「閣國總人別寄帳寫」は、如何にも一見根本資料の如く見え、嘉永五年説の穩當なるを思はしむるが、「文恭公實錄」及「徳川理財會要」の基く所も強ち棄て難いと思はれる。殊に之を嘉永五年に充てると、「閣國總人別寄帳寫」の末尾に附載するといふ前回(弘化三年)との差増五九九、二九〇人(此差増額は前記の如く「理財會要」の引用する「帳會記」に記する所と全く同一である)が問題となるのである。即ちもしさうだとすれば、弘化三年人口は此差額を引いた二六、六〇二、一一〇人でなければならぬが、同年人口としては「吹塵録」

に儼乎として詳細なものを載せて居り、而も其の數字には大差がある。

斯くの如く此二七、二〇一、四〇〇人の該當年次は斷定困難であり、曾て

私は多大の疑を存しながら、姑らく井上氏の『嘉永六、丑臘月調圖國總人

別寄帳寫の六字に信を置いて、之を嘉永五年の人口と看做したい』とな

したことがあつた。⁽¹⁸⁾ 然るに其後「文恭公實錄」を實見し、同書が卷頭の引

用書目中に「文政戊子人別帳」(原文には文化戊子とあるが、戊子は文化

にはなく、文政の誤なることは明かである)をあげるなど甚だ周到であつ

て、其記事に信賴が置け、又「帳會記」などの資料的性質を考へ、更に

「嘉永六、丑臘月調圖國總人別寄帳寫」がその名稱から見ても根本資料でな

く、却つて後代の傳寫らしく思はるゝ點などを考へて、之を文政十一年

に當つるの穩當なることを信ずるに至つたのである。

(十七) 天保五年人口 二七、〇六三、九〇七人

(天保五年年諸國人數帳)

小宮山氏は出典を示さずして其總人口のみを紹介されたが、篠崎亮氏

は大正六年一月「統計學雜誌」上に、「天保五年年諸國人數帳」に依り、國

別及男女別人口を詳細に發表された。

(十八) 弘化三年人口 二六、九〇七、六二五人 (吹塵錄)

「吹塵錄」に「弘化三丙年年諸國人數帳」が收載されて居り、男女別及國

別人口の詳細が知られる。

以上十八回分を今一覽表に作成し其の趨勢を窺へば次の如くである。

年次	皇紀	男	女	計	指數	一年間平均増減數	人口一〇〇〇ニ付同上率
享保 六	二三八一	—	—	二六、〇六五、四二五	一〇〇・〇〇	—	—
〃 一	二三八六	—	—	二六、五四八、九九八	一〇一・八六	九六・七一五	三・七
〃 一七	二二九二	一四、四〇七、一〇七	一二、五一四、七〇九	二六、九二一、八一六	一〇三・二九	六二・一三六	二・三
元文 三	二二九八	—	—	—	—	—	—
延享 元	二四〇四	—	—	二六、一五三、四五〇	一〇〇・三四	六四・〇三〇	二・四
寬延 三	二四一〇	一三、八一八、六五四	一二、〇九九、一七六	二五、九一七、八三〇	九九・四三	三九・二七〇	一・五
寶曆 六	二四一六	一三、八三三、三一	一二、二二八、九一九	二六、〇六一、八三〇	九九・九九	二四・〇〇〇	〇・九
〃 一	二四二二	一三、七八五、四〇〇	一二、一三六、〇五八	二五、九二一、四五八	九九・四五	二三・六九五	〇・九
明和 五	二四二八	—	—	二六、二五二、〇五七	一〇〇・七二	五五・〇九九	二・一
安永 三	二四三四	—	—	二五、九九〇、四五一	九九・七一	四三・六〇一	一・七
〃 九	二四四〇	—	—	二六、〇一〇、六〇〇	九九・七九	三三・三五八	〇・一
天明 六	二四四六	一三、三三〇、六五六	一一、八五五、八一〇	二五、〇八六、四六六	九六・二四	一五四・〇二四	五・九
寬政 四	二四五二	—	—	二四、八九一、四四一	九五・五〇	三二・五〇四	一・三

文	一	〇	二四五八	一	二五、四七一、〇三三	九七・七二	九六・五九九	三・九
文	化	元	二四六四	一三、四二七、一四九	二五、六二一、九五七	九八・三〇	二五・一五四	一・〇
〃	〃	七	二四七〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一	二四七六	〃	〃	〃	〃	〃
文	政	五	二四八二	〃	二六、六〇二、一一〇	一〇二・〇六	五四・四五三	二・一
〃	〃	一	二四八八	一四、一六〇、七三六	二七、二〇一、四〇〇	一〇四・三六	九九・八八一	三・八
天	保	五	二四九四	一四、〇五三、四五五	二七、〇六三、九〇七	一〇三・八三	二二・九一五	〇・八
〃	〃	一	二五〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
弘	化	三	二五〇六	一三、八五四、〇四三	二六、九〇七、六二五	一〇三・三三	一三・〇二三	〇・五
嘉	永	五	二五一二	〃	〃	〃	〃	〃
安	政	五	二五一八	〃	〃	〃	〃	〃
元	治	元	二五二四	〃	〃	〃	〃	〃

備考 ×印は減を示す

(1) 高橋梵仙氏は「日本人口史之研究」中に「二十四回(實は二十五回)の調査があつた譯である」(一〇四頁)と断定して居られるが、之は「あるべき筈であつた」となした方が穩當であらう。

(2) 「竹橋餘筆全」(「國書刊行會本」)四四七頁

(3) 「官中祕策」の刊本は寡聞にして知らないが、其人口の部に就ては、明治十二年四月出版の「學藝叢談」五編に、土岐孝氏が淺草文庫本を底本とし、黒川眞頼氏本を參考として詳しく紹介してゐる。

(4) 「學藝志林」五、一七四頁。同氏の「日本田制史」にも收容さる。

(5) 「如蘭社話」七、之と同趣旨のものとして「近代の人口竝人口と天時の關係」(「國史論纂」八一四—八二六頁、明治三十六年)がある。

(6) 「統計學雜誌」第二二三、二二四、二二五、二二七、二二八號(明治三

十七年)尙本稿の成つた時期に就て、高橋梵仙氏は井上氏が統計院在職時代(明治十四年五月乃至十八年十二月)であらうと云はれてゐるが(「日本人口統計史」一九八頁)、小宮山氏の論稿を引用した所があるに徴すれば明治二十二年以後のものなること明かである。

(7) 高橋氏は此等調査の結果は今日材料が紛失又は散逸して、僅かに五回目の寛延三年、六回目の寶曆六年、十一回目の天明六年、十四回目の文化元年、十九回目の天保五年、二十一回目の弘化三年、二十二回目の嘉永五年(之は本文の如く十八回目の文政十一年に當るものであらう)の七回分が判るだけで、他の十七回分は不明であるとされ、「吹塵録」等の傳ふる計數も概ね之を斥けてゐられる(前掲書一〇四—一〇五頁)。高橋氏の採否の基準は國別人口の判明せるか否かに依るもので

あるが、果して之が基準となるかどうか問題である。私は相當根據あるものとして傳へられ、且つ計數自體さ程不合理でないならば、國別人口の判明せるものは勿論、然らざるものも、一應吟味の上姑く之を採用して置く方が穩當であると思ふ。

第二項 除外人口の考察

- (8) 「人口及人口問題」二〇頁
- (9) 「海舟全集」第三卷所收、一四三頁
- (10) 「東京經濟雜誌」百二十五號(明治十五年)
- (11) 高橋梵仙氏「日本人口史之研究」附表參照
- (12) 「國書刊行會」本第三卷三三四頁。松浦靜山は平戸藩主で幕官とも親密に交遊してゐたので、此種の資料を見聞する機會もあつたのである。

斯くして今日吾々は前後十八回分の全國人口數を知り得るのであるが、會ても述べた如く之は當時の國民全部を網羅したものではなく、又調査方針が前後一貫してゐるかどうかも十分明かではない。而して如何程の實數が除外されてゐるかに就ては、從來小宮山氏やドロツパス氏⁽¹⁾の推算があるが、信賴に値ひするとは云へない。此等は主として明治初年の族籍別人口を參酌したのであるが、除外者は必ずしも一定身分者に限らなかつたことは既述の通りである。もし身分別の除外に止まつたならば、華士族及卒族の數は約百八十萬であり、又エタ、非人は全部除外されたか否かも判らないが、假に全部除外されたとしてもそれは三十八萬餘であつたから、兩者を併せて約二百二、三十萬の除外となすことが出来る。又皇室御料や公卿領の人民も除外されたと思はれるが、其數は二十萬人位に止まつたらう。之を加算したら二百五十萬人位の除外となる。然し此外に武家の奉公人の除外があり、年齢關係の除外があり、更に無籍者の除外があつた。此等は今日からして到底推算することを得ないのである。從來の説に依れば、此等除外數を全部合計して二百萬乃至三百萬人となして居り、私も嘗て大體三百萬乃至三百五十萬人の除外と推測して、徳川時代後半期の總人口は二千八百萬乃至三千萬人程度を上下したものであらうとの説を立てた。⁽⁴⁾然し此除外數從て總數は、尙聊か尠少に見積られてゐるのではないかと思ふ。之は比較的調査が整備してきたと認めらる明治五年正月末調の人口から逆に推測しての結論である。即ち明治五年の總人口は三千三百十一萬餘(琉

- (13) 「日本經濟大典」第四十八卷解題
- (14) 拙稿「徳川時代全國人口の再吟味」(「人口問題研究」第二卷第八號、昭和十六年)
- (15) 同書一三〇頁、尙同書二二九頁には同じく文化十三年人口として二五、六二二、九五七人を掲げてゐる。小宮山氏は文化十三年に此數字を、文化元年にも一つの數字を採用したのであるが、何れも非である。
- (16) 「日本經濟大典」第五十四卷三九二頁
- (17) 「我自刊我叢書」本(明治十四年刊)卷下十一丁表
- (18) 前掲拙稿八頁
- (19) 同誌第三十二卷第三六九號一四一—一五頁

球・千島・樺太を除けば約三千三百萬人)であつたが、後に届洩者の就籍があつて、之を加算する時は、約三千四百八十萬人(琉球等を除けば三千四百六七十萬人であらう)に上ることが明かとなつた。⁽⁵⁾之を徳川時代最後の調査人口たる弘化三年の二千六百九十萬人に比べると、約七百八十萬人の増加となるのである(三千三百萬人に比べると六百十萬人増)。弘化三年から明治五年迄二十五年間、假にずっと増加を續けたものとし、而して其自然増加率を明治初年の例に倣ひ、人口千に付四人とすれば、弘化三年の人口は三千五百五十萬人(三千三百萬人を採る時は二千九百八十七萬人)でなければならず、又自然増加率を五人とすれば、弘化三年は三千七十二萬人(三千三百萬人とするときは二千九百十三萬人)でなければならぬ。之を弘化三年の調査人口二千六百九十萬人と比較するときは、前者では四百六十萬人、後者では三百八十二萬人の除外となるのである。(明治五年の調査人口に三千三百萬人をとるときは、弘化三年調査人口は前者では二百九十七萬人、後者では二百二十三萬人の除外となる。之は餘りに寡少に失するから、明治五年人口三千三百萬人は此點から見ても正しくないことが判る)。勿論弘化三年から明治五年迄連年増加を續けたとは其直前の人口状態を見れば斷言できないし、況んや自然増加率人口千に付四人或は五人といふことは、當時としては比較的高く見積もられてゐるのであるから、弘化三年總人口三千七十二萬人乃至三千五百五十萬人は寧ろ内輪の計算としなければならぬ。従て當時の除外數三百八十萬乃至四百六十萬人も決して過大な見積りではなく、或は五百萬人の除外であつたと稱しても必ずしも不當ではなからう。現に前回掲げた國別人口表に依ても明かな様に、弘化三年と明治

五年との比は、全體として見れば後者が約二割三分の増であるが、此内平均以上(假に二割五分増以上をとる)の増加國は、駿河、伊豆、下野、陸奥、出羽、越前、加賀、能登、越中、因幡、美作、備後、長門、淡路、阿波、讃岐、伊豫、筑前、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、對馬、蝦夷松前の二十五國に及び、弘化三年の人口合計約八百十萬人に對して明治五年は約千三百三十萬人に達する。其差は約五百二十萬人であるが、前掲の如き明治五年に届洩れのおつたことを斟酌すれば、千四百萬人にもなるべく、其差は六百萬人に達するであらう。假に此等の諸國が總て二十五年間自然増加をつづけたとしても、明治五年に千四百萬人に達するには、弘化三年は恐らく千二百萬人以上でなければなるまい。即ち此二十五箇國分でも約四百萬人の除外があつたものといふべく、其他の四十數箇國は勿論右の諸國程其差は顯著でないが、若干の例外を除けばやはり多かれ少なかれ除外數があつたことは之を認めねばならず、其數は百萬人を下つたとは信じられない。之から見ても、弘化三年の除外數が四百五六十萬乃至五百萬人に上つたといふことは強ち信じられないものではない。勿論此除外數が各回を通じて總て同様であると斷定することを得ないが、身分別人口は略、固定的であり、又年齢關係に依る除外も大體慣例によつたと認めらるゝから、前後を通じてさ程程庭があつたとは云へないであらう。即ち各回ともやはり四百五、六十萬乃至五百萬人の除外があつたと云つても必ずしも不當でなく、従て徳川時代の全國總人口は、此除外數を加算して、最低二千九百四、五十萬人から、最大三千二百萬人位の間を上下したものと云つてよからう。周知の如く石高と人口とは大體正比例關係があり、高千石に付大體千人内外であつ

た。而して幕末の石高は三千万石を優に突破してゐたのであるから、此の點からみても總人口が三千万人或は三千二百萬人位に達したと見るのは不當ではない。否、斯く見てこそ、始めて徳川時代の全國人口と明治の全國人口とが、合理的に連結するのである。

(1) 小宮山氏は天保五年の調査數に、明治初年調査の琉球、蝦夷の二國及華・土・卒族・エタ・非人の五類の數二百六十二萬人を加へたる、合計二千九百六十八萬餘人を以て當年の全國人口となしてゐる。但此の場合無籍者は不明としてやはり除外されてゐる。(前掲「國史論纂」八

一六頁)

(2) ドロップス氏は色々の推算と推量とを以て、三百七十二萬人を加ふるを以て正當に近いものとしてゐるが、其根據とする所は全く取るに足らない(高橋氏譯、前掲書一四八頁)。

(3) 本庄榮治郎氏「日本人口史」四二頁

(4) 拙著「日本人口史」六三頁

(5) 内閣統計局調査資料第三輯「明治五年以降の我國人口」

全國人口の推計

(埋め草)

世上には往々上古、中古、中世の全國人口として傳へる數字がないではない。例へば聖德太子の御傳記と稱するもの、行基菩薩に關する書、或は日蓮の遺文録と稱するもの等に記載する或は記載すると稱する計數が之であつて、徳川期乃至明治初期の學者中之を引用する者が少なくない。

其の數は諸書大同小異であるが、聖德太子に關するものは四百九十何萬(崇峻、推古兩天皇の御代)とするものが多く、行基菩薩に關するものは或は四百五十何萬とし、或は八百六十何萬(聖武天皇の御代)とし、又日蓮に關するものは略々聖德太子に關するものと等しい(後宇多天皇の御代)。此等の計數は上古から中世に及ぶ殆んど一千年に亘る時代に關するものであるが、其の數に大差がないのは怪しむべく、而も男女別人口の判明するものは悉く女子人口が超過し、或は二倍、或は三倍に上る有様である。

此等は要するに單なる傳説に過ぎず、而も之を載する原典自體が遙か後世の偽撰なるもの多く、其の計數

が信憑に値ひしないのは云ふ迄もないのである。

以上のやうな事情であるから、今日吾々は中世以前の全國人口や、人口状態を適確に窺ひ知ることは殆ど不可能である。明治初年以降學者の中には、此の不可能事と見らるゝ全國人口の推計を種々の點から試みた人もあつたが、其の根據とする所は充分有力とは云ひ難く、又推計の方法も甚だ素材であつたため、得た結果も餘り價値高いものと認め難いのは甚だ遺憾である。

唯、澤田吾一氏が先年其の著「奈良時代民政經濟の數的研究」に於て、俄かに殘れる戸籍、計帳及輪廻帳の斷簡を基礎として、人口の男女別比率、年齢構成、男口と課口との比率、一戸當人員等を算出し、之より發して當時の總別及國別人口を推計してあられるのは、從前諸學者の試みに比して、斷る出色の業績と云ふべきであらう。

同氏の推計に依れば、奈良時代の「良民總口は五百萬と六百萬との間にあり、之に良民以外の賤民・雜戶・私民を加へると、全國の總人口凡そ六百萬乃至七百萬」であらうと云ふことである。澤田氏の推計方法は現在能ふ限りの嚴密さを以て爲されてゐるのであるが、其の基礎

とされた戸籍、計帳の記載が、後述の如く充分信頼に値ひせぬ限り、之とて果して幾許の相に近づいてゐるか疑問であらう。

次に時代は遙かに降つて中世末期戰國時代の全國人口を推計した人に吉田東伍博士(維新史入講)及竹越與三郎氏(日本經濟史「第二卷」)がある。吉田氏は徳川時代の石高と人口とが大體正比例した關係(二石に付一人)に著目して、天正年間(二三三三—二三三二)の石高千八百萬石なれば、當時の總人口は千八百萬人位なるべしと推算され、同じ様な考へ方で竹越氏も其の少し前の時代の人口を千三百萬人と推計して居られる。此の種の推計方法は極めて大難把であるが、それだけ却て大要を得て實際に近いものであるかも知れない。

(關山直太郎著「日本人口史」より)

た。而して幕末の石高は三千万石を優に突破してゐたのであるから、此の點からみても總人口が三千万人或は三千二百萬人位に達したと見るのは不當ではない。否、斯く見てこそ、始めて徳川時代の全國人口と明治の全國人口とが、合理的に連結するのである。

(1) 小宮山氏は天保五年の調査數に、明治初年調査の琉球、蝦夷の二國及華・土・卒族・エタ・非人の五類の數二百六十二萬人を加へたる、合計二千九百六十八萬餘人を以て當年の全國人口となしてゐる。但此の場合無籍者は不明としてやはり除外されてゐる。(前掲「國史論纂」八

一六頁)

(2) ドロップス氏は色々の推算と推量とを以て、三百七十二萬人を加ふるを以て正當に近いものとしてゐるが、其根據とする所は全く取るに足らない(高橋氏譯、前掲書一四八頁)。

(3) 本庄榮治郎氏「日本人口史」四二頁

(4) 拙著「日本人口史」六三頁

(5) 内閣統計局調査資料第三輯「明治五年以降の我國人口」

全國人口の推計

(埋め草)

世上には往々上古、中古、中世の全國人口として傳へる數字がないではない。例へば聖德太子の御傳記と稱するもの、行基菩薩に關する書、或は日蓮の遺文録と稱するもの等に記載する或は記載すると稱する計數が之であつて、徳川期乃至明治初期の學者中之を引用する者が少なくない。

其の數は諸書大同小異であるが、聖德太子に關するものは四百九十何萬(崇峻、推古兩天皇の御代)とするものが多く、行基菩薩に關するものは或は四百五十何萬とし、或は八百六十何萬(聖武天皇の御代)とし、又日蓮に關するものは略々聖德太子に關するものと等しい(後宇多天皇の御代)。此等の計數は上古から中世に及ぶ殆んど一千年に亘る時代に關するものであるが、其の數に大差がないのは怪しむべく、而も男女別人口の判明するものは悉く女子人口が超過し、或は二倍、或は三倍に上る有様である。

此等は要するに單なる傳説に過ぎず、而も之を載する原典自體が遙か後世の偽撰なるもの多く、其の計數

が信憑に値ひしないのは云ふ迄もないのである。

以上のやうな事情であるから、今日吾々は中世以前の全國人口や、人口状態を適確に窺ひ知ることは殆ど不可能である。明治初年以降學者の中には、此の不可能事と見らるゝ全國人口の推計を種々の點から試みた人もあつたが、其の根據とする所は充分有力とは云ひ難く、又推計の方法も甚だ素材であつたため、得た結果も餘り價値高いものと認め難いのは甚だ遺憾である。

唯、澤田吾一氏が先年其の著「奈良時代民政經濟の數的研究」に於て、俄かに殘れる戸籍、計帳及輪租帳の斷簡を基礎として、人口の男女別比率、年齢構成、男口と課口との比率、一戸當人員等を算出し、之より發して當時の總別及國別人口を推計してあられるのは、從前諸學者の試みに比して、斷る出色の業績と云ふべきであらう。

同氏の推計に依れば、奈良時代の「良民總口は五百萬と六百萬との間にあり、之に良民以外の賤民・雜戶・私民を加へると、全國の總人口凡そ六百萬乃至七百萬」であらうと云ふことである。澤田氏の推計方法は現在能ふ限りの嚴密さを以て爲されてゐるのであるが、其の基礎

とされた戸籍、計帳の記載が、後述の如く充分信頼に値ひせぬ限り、之とて果して幾許の相に近づいてゐるか疑問であらう。

次に時代は遙かに降つて中世末期戰國時代の全國人口を推計した人に吉田東伍博士(維新史入講)及竹越與三郎氏(日本經濟史(第二卷))がある。吉田氏は徳川時代の石高と人口とが大體正比例した關係(二石に付一人)に著目して、天正年間(二三三—二三三二年)の石高千八百萬石なれば、當時の總人口は千八百萬人位なるべしと推算され、同じ様な考へ方で竹越氏も其の少し前の時代の人口を千三百萬人と推計して居られる。此の種の推計方法は極めて大難把であるが、それだけ却て大要を得て實際に近いものであるかも知れない。

(關山直太郎著「日本人口史」より)

モンベルトの福祉説について

本 多 龍 雄

内 容 目 次

- 一、緒 言
- 二、十九世紀中葉に於ける出産減退の分析
- 三、十九世紀末葉に於ける出産減退の特質
- 四、福祉説に關する諸家の援證
- 五、福祉の増進と妊孕率の低下 (1)
— 獨逸諸大都市に對する統計的檢證 —
- 六、福祉の増進と妊孕率の低下 (2)
— 全國及びプロイセンに對する地域的並に歴史的觀察 —
- 七、福祉の増進と妊孕率の低下 (3)
— 例外的事例に對する統計的檢明 —
- 八、結 語

〔以上本號〕

一、緒 言

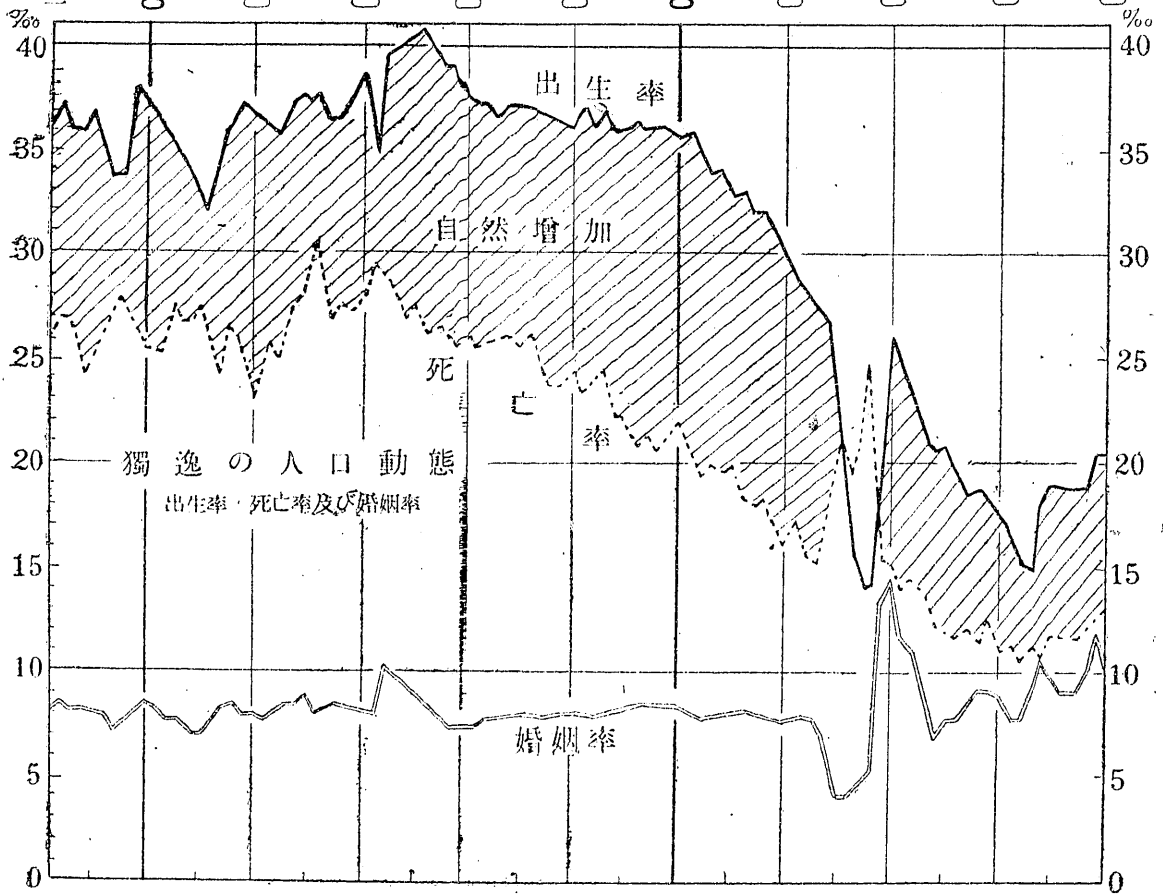
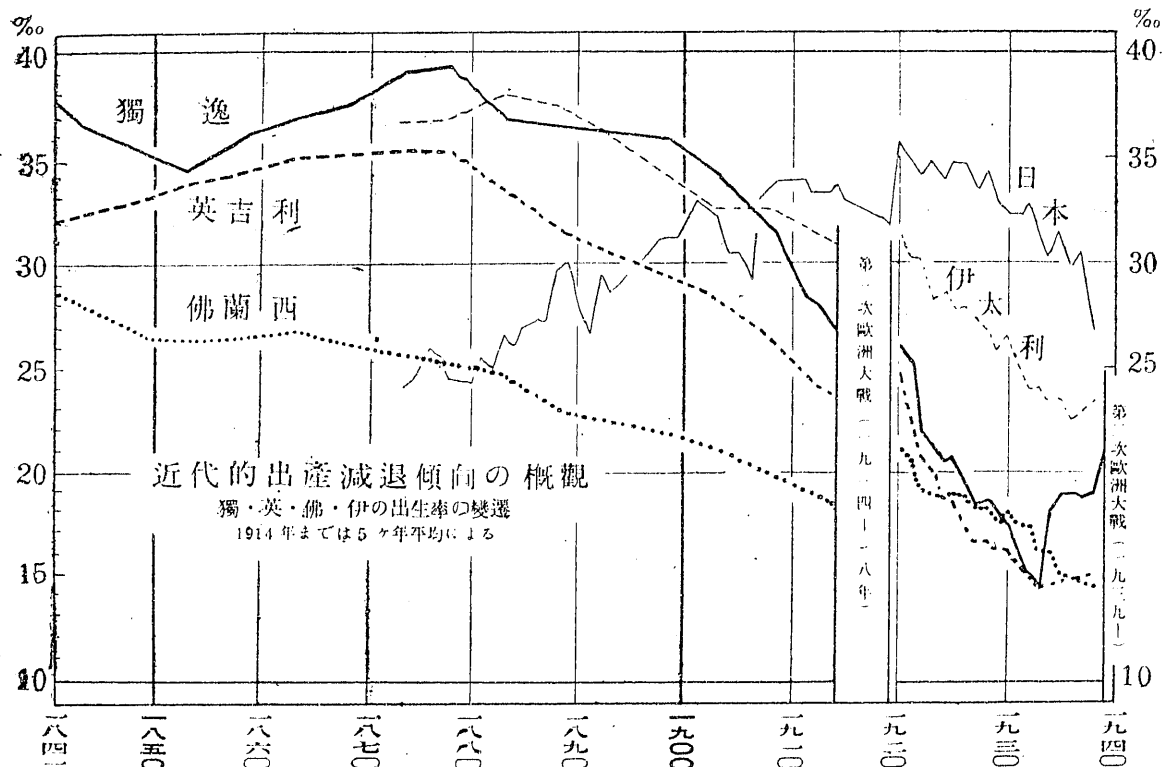
恒常的な出産減退の傾向は、前世紀の七十年代以降、特に今世紀に入つてより、西歐的文明諸國のすべてに一樣に指摘せられる共通な現象で、近

モンベルトの福祉説について

代文明の發展と表裏したかゝる汎國際的な人口現象は、之を特に近代の出産減退傾向として、近代社會經濟生活との、更に進んでは近代文明そのものとの本質必然的な聯關の下に理解せらるべき問題を包藏してゐる。そのいふ意味で今日の人口問題は文明批評の問題に歸着するといつてもよく、すべての人口統計學的分析も結局はこの理論的要請に何程かの解明を與へ得る限りに於いてのみ意味があると思へいふこともできると思ふ。

既に早く、パウル・モンベルト Paul Mombergt が前世紀末葉の獨逸に於ける出産減退傾向を對象として取り上げた問題も亦さういふ理論的要請に答へようとしたもので、特に一九〇七年出版の Studien Zur Bevölkerungsbe-
wegung in Deutschland in den letzten Jahrzehnten mit besonderer Berücksichtigung der ehelichen Fruchtbarkeit は、當時漸くその徴候を顯はしてし始めた近代の出産減退傾向が、人口動態に於ける單に一時的な波動ではなく、近代文明の發展に伴ふ社會的福祉の増進と表裏一體をなす必然的現象と考へねばならない所以を獨特の統計的分析を驅使して實證しようとしたもの、所謂「福祉説」 Wohlfandstheorie の理論を闡明した記念すべき一つの古典的勞作であつた。「福祉」といふ概念がなほ分析を必要とする極めて多角的な意味聯關をもつてゐることは、特に之を出産減退傾向との關聯に於いて取り上げる場合に問題となる點ではあらうが、さういふ問題内容の理論的檢討は姑く措き、モンベルトの勞作が近代的出産減退傾向の理論的究明に一つの基礎的な問題觀點を確立した功績は極めて大きいと思ふ。以下専ら上掲著書によりモンベルトの所謂「福祉説」的理論の統計學的基礎を紹介しようとするのも、今日の人口問題の中心的課題の省察に寄與するところ猶ほ尠くないと考へられるからである。

モンベルトがその理論的分析の對象とした時代は、上述の如く、近代的



出産減退傾向が漸くその徴候を顯はにし初めた前世紀末期の獨逸であり、既に半世紀近くの過去に屬する。そして當時の出産減退傾向を以つて單に一時的な反動的現象に過ぎないと考へた二、三の、しかも著名な人口學者の反對意見にも拘らず、その後の人口統計はより深刻な事實によつて既にモンベルトの問題提起の理論的正當さを確證したといへよう。そういう意味では今日から顧みて猶ほ極めて初發的、徴候的な動きに過ぎなかつた當時の出産減退傾向を取り上げて其の近代的人口現象としての特異性を論證する爲に驅使された統計的分析の如きは、或はモンベルトの炯眼を語るための歴史的資料とはなつても、今更に参照すべき價値はないといへよう。しかし今日から顧みては猶ほ極めて初發的、徴候的な動きに過ぎなかつた當時の出産減退傾向を取り上げて其の近代的人口現象としての特性を論證しようとしたモンベルトの、時には煩冗に過ぎた統計的分析さへ、今日の我々にとつては無關心であり得ない特別の理由がある。といふのは最近わが國の人口統計が示してゐる同様に初發的、徴候的な出産減退傾向の事實、即ち大正九年以降に見られる我が國出生率の低落傾向が、丁度約半世紀前に初まる獨逸のそれと其の程度に於いて極めて類似した様相を示してゐるからで、その人口學的判斷の如何は刻下當面の人口國策上も影響するところ尠くないと考へられるからである。そういう意味で、統計資料の上では古物に近いモンベルトの勞作も、我々にとつては猶ほ新しい現在の問題だといふこともできると思ふ。

二、十九世紀中葉に於ける出産減退の分析

最初に、前世紀に於ける獨逸全國及びプロイセンの出生率變遷の大勢を

モンベルトの福祉説について

見る。

△十九世紀に於ける獨逸及びプロイセンの出生率の概勢

(死産を含む、人口千に付)

年次	獨逸全國	プロイセン
一八一六—二〇	—	四四・三
二一—二五	—	四三・五
二六—三〇	—	三九・九
三一—三五	—	三九・三
三六—四〇	—	四〇・〇
四一—四五	三八・一	四〇・四
四六—五〇	三七・〇	三九・〇
五一—五五	三六・〇	三八・八
五六—六〇	三七・六	四二・二
六一—六五	三八・四	四〇・六
六六—七〇	三九・一	三九・五
七一—七五	四〇・五	四〇・六
七六—八〇	四〇・九	四一・一
八一—八五	三八・五	三九・〇
八六—九〇	三七・九	三九・〇
九一—九五	三七・五	三八・四
九六—一〇〇	三七・二	三八・〇
一九〇一—〇四	三五・八	三六・四

(備考) 市民戶籍制度の制定以前の出産統計は洗禮記録によるもので、多くの死産兒や或は邊遠地方で出生後間もなく死亡した子供などは報告されていない場合が尠くないと想像せらる。従つて十九世紀のはじめ凡そ三分の二世紀の間の出生率は總體的に實際には右の數字よりも幾分高いものと考へてよい。

利用資料の古く且く詳しいプロイセンについて其の變遷の跡を概観すると、一八一六—二五年の高出生率に續いて爾後その低下が見られ、その後再度の上昇の跡が認められるが併し一六一二五年の高さを回復するには到つてゐない。そして四六—五五年の十年期に於いては再び著しい低落を示してゐるが、この低落はその後再び(六六—七〇年の戰時年度を除き)上昇傾向に一轉してゐる。特に七〇年代は確かに普佛戰爭後の經濟的好況に伴ふ婚姻著増の結果として出生率の跡を示してゐるが、それ以來は出生率は殆んど恒常的な低下傾向を示すに到つてゐることになる。

この大勢は、獨逸全國についても、又その他の獨逸聯邦諸國についても見ても全く同様に指摘し得るところであるが、それは更に英、佛、デンマルク、ノールウェー、スウェーデン等の北西歐諸國についても多少の年次の遲速こそあれ一様に指摘せられるところの趨勢で、恐らくナポレオン戰爭後の政治的竝に經濟的安定に伴ふ婚姻著増の結果としての一八一〇年代及び二〇年代の比較的高い出生率と、三〇年代及び四〇年代、時としては五〇年代に於ける其の顯著な低落、そして其後の再度の上昇を挿んでの七〇年代に初まる爾後の恒常的な低下傾向とは各國みなその形を同じくしてゐるといつてよ。

問題はこの一上一下の波動の人口學的解釋の如何にかゝはる。そしてモンベルトの理論的分析は、この二つの出生率減退が全く性質を異にしたものであること、いひかへれば前世紀末葉の出生率減退傾向を、一部の論者の樂觀せるが如くに、嘗て中葉期に見たと同じ一時的波瀾として看過すべからざることを指摘するところに初まる。

モンベルトによると、從來の出生率減退はその直接間接の原因を一時的な、自然的乃至社會經濟的變動に負ふものであつて、その事情は之を婚姻、

死亡、その他移出入口等の諸他の人口動態と對照してみることによつて了解することができるといふ。いま參考資料の詳しいプロイセンについて之を見ると次の如くで、

△十九世紀前半期プロイセンの人口動態

年次	出生率 (人口千に付)	婚姻率 (同上)	死亡率 (人口千に付)	移出又は移入超 加(一は移出、+は移入超加)	穀價の變動 (千キロに付)
一八二六	四二・九	一八・三	二九・〇	—	三
二七	三九・五	一七・一	二九・四	(+) 四、一九六	一〇八
二八	三九・八	一六・七	二九・七	(+) 四二、九八一	一〇六
二九	三八・九	一七・一	三〇・五	(+) 二四、一〇〇	七
三〇	三八・七	一七・二	三〇・四	(+) 四二、一九五	一〇五
三一	三七・八	一五・二	三五・六	(+) 二二、八九一	二七
三二	三七・〇	一九・五	三三・三	(+) 三八、八七八	三三
三三	四〇・九	一九・九	三一・五	(+) 四〇、八九七	六
三四	四一・八	一九・五	三一・九	(+) 三七、四九〇	一〇
三五	三九・五	一八・四	二八・二	(+) 四七、九二七	六
三六	四〇・二	一八・三	二七・四	(+) 四七、八七四	七
三七	四〇・〇	一八・四	三一・五	(+) 四七、七三二	八
三八	四〇・二	一七・五	二七・九	(+) 一一四、一四四	一三
三九	四〇・〇	一七・九	二九・九	(+) 一一五、〇四四	一三
四〇	四〇・一	一八・一	二八・六	(+) 一一四、二五一	一〇
四一	三九・六	一八・三	二七・八	(+) 五、九七一	一〇
四二	四一・三	一八・六	二八・八	(+) 五、九七一	一四
四三	三九・五	一八・四	二九・〇	(+) 五、九七二	一六
四四	四〇・三	一八・二	二六・一	(+) 一八、三〇九	一〇
四五	四一・二	一八・〇	二七・六	(+) 一八、一〇九	一五
四六	三九・三	一七・四	二九・七	(+) 一八、五〇八	一〇

四七	三六・二	一五・五	三二・八	(-)	二六・九	九二九	三五	三三
四八	三五・七	一六・五	三五・五	(-)	二六・九	九二九	三五	三三
四九	四二・八	一八・四	三〇・九	(-)	二六・九	九二九	三五	三三
五〇	四一・六	一九・一	二八・〇	(-)	一〇・七	八一	九	二五
五一	四〇・八	一八・五	二六・九	(-)	一〇・六	九〇	二五	二五
五二	四〇・〇	一七・〇	三三・一	(-)	一〇・五	二八	二五	二五
五三	三八・九	一七・二	三〇・八	(-)	二八・六	七〇	二五	二五
五四	三八・一	一五・八	二九・四	(-)	二八・四	四三	二五	二五
五五	三六・〇	一五・四	三三・一	(-)	二八・六	七一	二五	二五
五六	三六・四	一六・四	二七・八	(-)	八九三	三三	二五	二五
五七	四〇・六	一八・七	三〇・一	(-)	九〇三	二六	二四	二四
五八	四一・六	一九・一	二九・六	(-)	八八二	二六	二六	二六

出産率の低下は、婚姻率の低下や死亡率及び移出超加人口の上昇と平行してをり、そしてかゝる婚姻減少、死亡増加、乃至は移出人口超加が主として飢饉や流行病の結果であつたことは前表中穀價變動の數字に對照しても之を窺ふことができよう。特に一八三一—三二年、四六一—四九年、五二—五七年はコレラと飢饉との併發した苦難の年次であつたことが注意せられる。

かゝる事情による婚姻率の低下は當然有配偶者の平均年齢を上昇させ、妊孕年齢にある妻の年齢構成を悪化する。特に婚姻の減少が初婚者に於いて著しい事實は、この傾向をいよく助長するといへよう。出産力が妻の年齢によつて左右されることが明らかなる以上、右の事實は必ず出産の減退として結果せざるを得ない。

婚姻の減少に伴ふ妊孕年齢有配偶女子の年齢構成の悪化は、更に青壯年人口に多い移出人口の超加によつても一層加重せられるわけで、而かも兩者共に同じ社會的事實に起因する結果であるはいふまでもない。

要之、婚姻率の低下と出産減退との因果關係は極めて密接且つ深刻で、少くとも従來の出産減退は何らかの外的、一時的事情による婚姻減少の事

モンベルトの福祉説について

實を根幹として説明し得るものだといふのがモンベルトの主張の本旨であるわけだ。
いま、一八三一年を例にとると、プロイセンの婚姻統計は次の如き結果を示してゐる。

新婚一萬の内		
夫四五歳未満	妻三〇歳未満	
一八二五年	九一五四	七八八九
一八二八年	九一六三	七七四一
一八三一年	九〇六五	七四五八
一八三四年	九二三三	七五七五
一八三七年	九二五九	七六六六

特に前世紀中葉一八五三—五五年の出産減退については、モンベルトは之を更に地域別に觀察することによつて、婚姻率低下との必然的聯關をいよいよ的確に實證し得るとしてゐる。即ち同じくプロイセンに就いてモンベルトの解析表示するところを掲ぐれば左の如くである。

△一八五三—五五年プロイセンに於ける出産減退の地域的分析

行政區劃	三八—四〇年に対する妊孕率の低下又は上昇	同上、婚姻率の低下又は上昇(A)	四四—五九年の移出人口(B)	AとBの積
1 ミンデン	(-) 四〇・五	(-) 四・六二	三三・八	一五一・五四
2 オツペルン	(-) 二九・三	(-) 二・三四	三・四	七九・五六
3 コブレントツ	(-) 二八・〇	(-) 一・八五	三三・三	五九・七六
4 トリエル	(-) 二六・五	(-) 一・七四	三七・六	六五・四二
5 ケルン	(-) 二五・七	(-) 二・七三	九・八	二六・七五
6 デュッセルドルフ	(-) 一八・四	(-) 一・七〇	六・三	一〇・七一
7 ブレスラウ	(-) 一七・五	(-) 三・一六	三・〇	九・四八
8 アーヘン	(-) 一六・四	(-) 一・一二	五・八	六・五〇

9	アルンスベルグ	(-)	一五・八	(-)	〇・五八	六・七	三・八九
10	エルフルト	(-)	一二・八	(-)	一・一一	一九・四	二一・五三
11	ミュンスタ	(-)	一一・九	(-)	一・七七	一七・八	三一・五一
12	リーゲニツ	(-)	一〇・四	(-)	二・五九	五・二	一三・四七
13	ポツダム	(-)	九・七	(-)	一・七八	七・〇	一二・四六
14	グンピンネン	(-)	九・七	(-)	〇・一一	〇・六	〇・六六
15	ポーゼン	(-)	八・九	(-)	一・六三	一・六	二・六一
16	ケスリン	(-)	七・二	(-)	〇・四四	一〇・三	四・五三
17	シュテッティン	(-)	二・五	(-)	一・二五	一二・六	一四・四九
18	フランクフルト (アム・オーデル)	(-)	二・〇	(-)	二・三〇	九・一	一一・八三
19	プロムベルグ	(-)	二・〇	(-)	一・八八	四・七	八・八四
20	シュトラルズンド	(-)	一・六	(-)	〇・五四	一〇・五	五・六七
21	マゲデブルグ	(-)	〇・七	(-)	〇・六八	六・二	四・二二
22	マリエンウエル ダー	(+)	一・〇	(-)	一・八四	二・五	四・六〇
23	ベルリン	(+)	三・〇	(-)	一・六四	二・七	四・四三
24	メルセブルグ	(+)	三・六	(-)	〇・二三	一四・三	四・三〇
25	ダンチヒ	(+)	七・八	(+)	〇・五〇	二・五	一・二五
26	ケーニヒスベルグ	(+)	九・一	(+)	〇・一七	〇・六	一・〇二

1	5	(-)	三〇・〇	(-)	二・六六	二三・二	七八・六一
6	10	(-)	一六・〇	(-)	一・五三	八・二	一七・三七
11	15	(-)	一〇・一	(-)	一・五八	六・四	二〇・二四
16	20	(-)	三・一	(-)	一・〇六	九・四	一五・一二
21	26	(+)	四・八	(-)	〇・八四	四・九	三・二七

特に右表に於ける最後の概括表示は其の必然的聯關を遺憾なく示してをり、前世紀中葉に見られる輕度の出生減退はその原因を全く婚姻の減少に歸すべきものだといふモンベルトの主張を裏書きすることになる。いひかへれば、我々はこゝに出生減退を語ることはできるが、併しそれは決して

有配偶女子の出生力そのものの減退ではないといふのがモンベルトの力説する結論である。といふのは、出生力そのものの減退は、出生減退が適齡期婚姻數にも、乃至は妊娠年齢有配偶女子の年齢構成にも何等の變化なくして生じた場合にのみ之を語る事ができるので、前世紀中葉の出生減退は、反之、全く婚姻關係の變化に、即ち有配偶者の年齢構成の變化に、從つて結局は一時的な經濟事情の惡化にその原因をもつてゐたと考へられるのである。

同様の事情は之を更に其他の聯邦諸國についても、また獨逸全國についても指摘せられてゐるが、こゝには參考の爲たゞ獨逸全國の人口動態表を掲ぐるに止める。

△十九世紀前半期に於ける獨逸全國の人口動態

年次	婚姻率 (人口千に付)	出生率 (同上、死を含まず)	死亡率 (同上、死を含まず)	移出超過人口 千分率
一八四一	八・二	三七・九	二七・七	六五・三三三
四二	八・四	三九・一	二八・七	〇・六四
四三	八・二	三七・五	二八・五	
四四	八・二	三七・三	二六・〇	
四五	八・一	三八・九	二六・九	
四六	七・九	三七・四	二八・六	
四七	七・二	三四・六	二九・七	
四八	七・七	三四・七	三〇・五	三〇五・九五五
四九	八・二	三九・七	二八・六	二九二
五〇	八・五	三八・八	二七・二	
五一	八・三	三八・二	二六・五	二九四・四六八
五二	七・七	三六・九	二九・九	二七六
五三	七・六	三六・〇	二八・六	
五四	七・一	三五・四	二八・三	四七四・三三三
五五	七・〇	三三・五	二九・四	四・三八

五六	七・五	三四・九	二六・六	
五七	八・三	三七・五	二八・七	一三三、一七〇
五八	八・五	三八・四	二八・四	一一二
五九	八・〇	三九・一	二七・四	
六〇	八・〇	三七・九	二四・八	一三六、八三一
六一	七・八	三七・三	二七・一	一一二

三、十九世紀末葉に於ける出産減退の特質

前世紀中葉の出産減退の後を承けて、六〇年代には獨逸に於いても、その他の歐洲諸國と同じく、出産率の上昇が見られ、そして概ね七〇年代を通じて持續せられるが、獨逸に於いては七〇年代の末より、他の諸國に於いても之と略、前後して、出産率の恒常的な低落傾向がはじまる。

七〇年代以降の獨逸全國の出生率の變遷を見ると次の如く、七六年（人口千に付四〇・九）を時として爾後恒常的な低落傾向を示してゐる。

△十九世紀末葉獨逸全國の人口動態（人口千に付）

年次	婚姻率	出生率	死亡率
一八七一—七五	九四	三九・〇	二八・三
一八七六—八〇	七八	三九・二	二六・一
一八八一—八五	七七	三七・〇	二五・八
一八八六—九〇	七九	三六・五	二四・四
一八九一—九五	八〇	三六・三	二三・三
一八九六—〇〇	八四	三六・〇	二二・二
一九〇一—〇五	八〇	三四・三	一九・九
一九〇六—一〇	七九	三一・六	一七・五
一九一三	七七	二七・五	一五・〇
一九二〇	一四五	二五・八	一五・一
一九二五	七七	二〇・七	一一・九

モンベルトの福祉説について

一九三〇	八・八	一七・五	一一・一
一九三三	九・七	一四・七	一一・二
一九三九（第二次歐洲大戰第一年）	一一・八	二〇・四	一二・六（戦死を除く）

（備考）本表はモンベルトの掲出するところにあらざるも参考のため茲に掲げ、且つ便宜最近までの數字を加ふ。

モンベルトの掲げてゐる前世紀末葉プロイセンの妊孕率低落の數字は次の如くで、出産力そのものの低落を更に一段と明瞭に語つてゐる。

△十九世紀プロイセンの妊孕率の變遷

（二五—五〇歳有配偶女子千人に付）

一八六七—七一年	二七三・四
一八七二—七五年	三〇〇・二
一八八〇—八一年	二六七・一
一八八五—八六年	二六八・九
一八九〇—九一年	二六五・五
一八九五—九六年	二六一・七
一九〇〇—〇二年	二五三・一

（備考）一八六七—七一年の低率は普佛戰爭の影響である。

尚、非合法的子女の出産率も、嫡出子女のそれほどではないが、同様に低落の跡を示してゐる。之を獨逸全國について見ると、出産千に付き非合法的子女の占むる割合は次の如き變化を示してゐる。

一八四一—五〇年	一〇・八
一八五一—六〇年	一一・五
一八六一—七〇年	一一・五
一八七二—八〇年	八・九
一八八一—九〇年	九・三
一八九二—〇〇年	九・一
一九〇一—〇四年	八・五

さて右の如き恒常的な出産減退の行はれた前世紀末葉が果して如何なる

時代であつたかといふと、我々はそこにいよいよ上昇しゆく經濟的好況の一時代、未だ嘗て經驗したことのないやうな社會福祉増進の時代を認めざるを得ない。その結果、婚姻の数は増大したし、婚姻年齢は低下した。死亡率は減少し、國外移住者数は著減の跡を示してゐる。そして一八九五年十二月二日から一九〇〇年十二月一日までの兩人口調査期間内に獨逸帝國は久しぶりに九四、二二五人の移入人口の超加を示すに到つてゐる。總人口は累増的躍進の道を通つた。要之、我々はそこに前世紀中葉の人口事情とは全く正反對の發展方向を見るのである。

共に出産減退の傾向を含むこの兩時期の人口事情の對照的相違は別掲圖表によつてもその一斑を窺ふことができようが、前世紀末葉に於ける社會的好況を二、三の婚姻統計によつて示すと次の如くである。

△平均婚姻年齢の低下(プロイセン)

年次	夫	妻
一八六七—七〇	二九・八九	二七・二二
七—一七五	二九・八一	二六・九九
七六—八〇	二九・五六	二七・〇八
八一—八五	二九・五一	二六・二七
八六—九〇	二九・六五	二六・五二
九一—九五	二九・六五	二六・五〇
九六—一〇〇	二九・三〇	二六・二〇
一九〇一—〇四	二八・九〇	二五・七〇

△初婚者婚姻年齢の低下(バイエルン)

年次	夫	妻
一八七七—八〇	二九・一	二六・六
八一—八五	二八・三	二五・八
八六—九〇	二七・九	二五・三

△婚姻年齢分布の好轉(バイエルン)

年次	以下	二五歳	三〇歳	三〇— 四〇歳	四〇— 五〇歳	五〇歳 以上
一九一九五	二七・六	二七・四	二五・二	二四・九		
九六—九七	二〇歳	二一歳	二五— 三〇歳	三〇— 四〇歳	四〇— 五〇歳	五〇歳 以上

(百分率)

△婚姻持續期間の延長(プロイセン)

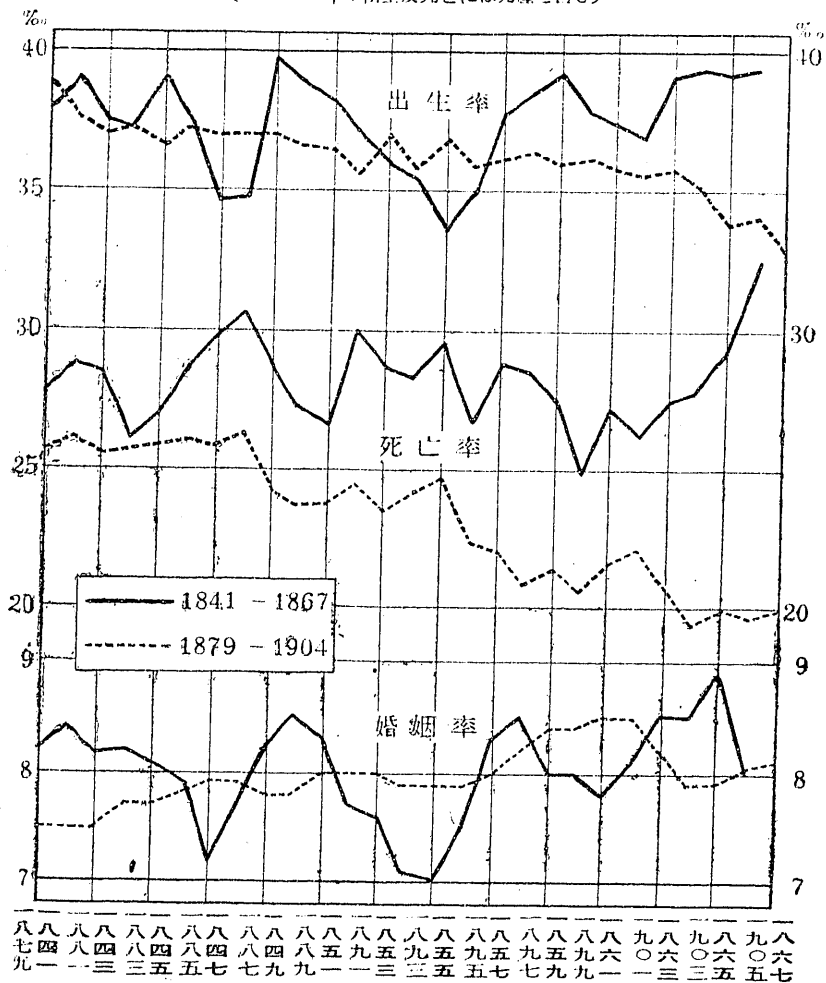
年次	夫	妻
一八七六—八〇	二二・二	一一・六
八一—八五	二二・七	一一・〇
八六—九〇	二四・四	一一・九
九一—九五	二五・一	一二・六
九六—一〇〇	二五・四	一二・一

△有配偶者年齢構成の好轉(プロイセン)

年次	二五歳以下	三〇歳	三〇— 三五歳	三五— 四〇歳	三〇歳以下
一八八〇	二〇・一	一〇・四	一四・九	一四・九	二二・四
一八九〇	二四・五	一一・七	一五・五	一五・〇	二二・四
一八八〇	七・三	一四・一	一六・〇	一四・七	二二・四
一八九〇	八・三	一四・七	一五・九	一四・五	二二・四

(有配偶者千に付)

十九世紀中葉及び末葉の人口動態比較
(1841-67年の出生及死亡には死産を含む)



四、福祉説に關する諸家の援證

出生率の低減を福祉の増進、人口の文化的及び社會的向上と結びつけて考へようとする着眼は、すでにモンベルト以前にも種々の角度から諸家の試みたところで、モンベルトは自ら獨特の統計的檢證を試みるに先立つて之ら先行論者の調査結果を自説の傍證として援用してゐるが、興味ある參考資料としてその一二三をこゝに再掲することとする。

(5)

フランスの當時に於ける著名な人口學者 Bertillon は歐洲の大都市について貧富別の妊孕率を檢出した (La natalité selon le degré d'aisance dans les grandes capitales européennes. Bulletin de l'Institut international de statistique. IX)。即ち一五歳乃至五〇歳女子千人に對する出産兒數の割合は次の如き數値を示してゐる。

地区	パリ	ベルリン	ウィーン	ロンドン
極貧地區に於ては	一〇八	一五七	二〇〇	一四七
貧しき地區	九五	一二九	一六四	一四〇
準中産地區	七二	一一四	一五五	一〇七
中産地區	六五	九六	一五三	一〇七
富裕地區	五三	六三	一〇七	八七
極富地區	三四	四七	七一	六三
	八〇	一〇二	一五三	一〇九

單に婚姻率の上昇のみでなく、以上の諸表に見られるやうな婚姻關係に於ける好事情は、當然に出生率の上昇を期待せしむるに十分なものである。にも拘らず出生率は恒常的な低下傾向を辿つた。そこに前世紀末葉の出産減退が特に從來の相似的現象と對照して、獨特の性格を孕んでゐると考へられる理由があるわけであり、モンベルトが之を言はば出産力そのものの減退として、その社會經濟的原因を問はうとする問題提起の理由があるわけだ。と同時に又かゝる理論的解明を通じて、この出産減退傾向はその近代的な必然性と恒常性をいよく明確に指摘せられることにもなる。

(3)

和蘭の Verju Stuart は家賃を標準として四つの貧富階級を區別し、ロツテルダム、ドルドレヒト及び地方の四十ヶ町村について次の如く一家族當りの出生兒數を検出してゐる (Untersuchungen über die Beziehungen zwischen Wohlstand, Natalität und Kindersterblichkeit in den Niederlanden. Zeitschrift für Sozialwissenschaft 1901.)

	貧富階級	都	市	農	村
I	(最も貧しきもの)	五・六一	五・一九	五・〇九	五・二一
II		四・三五	四・七五	四・一八	四・五〇
III					
IV					

(は)

北米合衆國の G. L. Brownell が、神經性疾患の増加を以つて高度文化の指標として取り上げ、全國の四十八州について神經性疾患による死亡の死因分明せる總死亡件數に對する割合を算出し、之を各州の妊孕率と對照した結果は、その着想の新奇なる點に於いて興味深い資料である (The significance of a Decreasing Birth-Rate. Publications of the American Academy of political and social science No. 124)。

州	妊孕率	神經性疾患死(死因分明の死七千に付)
1 ウ	一九八・九	八〇・八
2 アーカンサス	一九〇・〇	一〇四・九
3 テキサス	一八七・四	一〇一・九
4 アイダホ	一八三・三	八六・〇
5 デラウェア	一七一・二	八〇・〇

6	ネブラスカ	一六九・〇	七六・九
7	ミシシッピ	一六五・二	一〇三・二
8	サウス・カロライナ	一六二・六	八四・四
9	テネネツシ	一五八・七	九五・三
10	ウェスト・ヴァージニア	一五八・二	一〇五・二
11	ワシントン	一五八・〇	八三・三
12	アラバマ	一五六・七	九七・一
13	カンサス	一五六・四	八七・九
14	デゾーラ	一五六・〇	九一・五
15	ノース・カロライナ	一五四・七	八六・〇
16	ワイオミング	一五四・七	五九・一
17	モンタナ	一五三・四	九一・二
18	ミネソタ	一五一・七	八四・六
19	ルイジアナ	一四八・五	一〇五・三
20	ヴァージニア	一四七・三	一〇九・四
21	フロリダ	一四五・九	一一一・〇
22	ケンタッキ	一四五・二	一一一・九
23	オレゴン	一四五・〇	一〇〇・六
24	ニュー・メキシコ	一四一・六	三〇・〇
25	ミズーリ	一三八・八	一〇四・三
26	ジョージア	一三三・〇	一〇三・〇
27	ワイスコンシン	一三一・四	九九・五
28	全 國	一二七・五	一一三・八
29	イリノイ	一二六・八	一〇九・六
30	メリランド	一二二・八	一二九・四
31	インディアナ	一二二・四	一一二・九
32	ネバダ	一二二・二	八一・二
33	ペンシルバニア	一一五・一	一二八・八
34	ミシシッピ	一一四・七	九九・八

35	アリゾナ	一四・四	七〇・一
36	コロラド	一一・三・九	七〇・七
37	デラウェア	一一・三・二	一一六・九
38	オハイオ	一一・二・六	一一三・五
39	カリフォルニア	一一・〇・七	一〇八・一
40	ニュー・ジャージー	一一・〇・三・三	一六〇・九
41	コロンビア	一〇・三・一	一七九・三
42	ニュー・ヨーク	九三・九	一三三・六
43	バーモント	八八・七	一一二・八
44	ロード・アイランド	八六・〇	一一三・一
45	コンネチカット	八三・二	一五一・二
46	マサチューセツト	八二・九	一一八・九
47	メソ	八一・一	一一一・六
48	ニュー・ハンプシャー	七一・六	一三七・四

1	8	一七八・五	八九・八
9	16	一五六・七	八八・二
17	24	一四七・六	九四・三
25	32	一二四・四	一〇六・七
33	40	一一二・二	一一一・〇
41	48	八六・三	一三八・九

英吉利の S. & B. Webb が、その頃會員數二十七萬二千餘名を擁してゐたイングランドに於ける最大の共済金庫たる Hearts of Oak Benefit Society の長期に亘る決済報告から集計せる結果によると、産褥救護の爲の支出件數の會員總數に對する割合の減少が、英吉利の出生率の減少と平行してゐる跡が觀取せられる (Theorie und Praxis der englischen Gewerkvereine.

Deutsche Ausgabe 1898, Bd. 2.)。因みに、同金庫は少くとも週給二十四シ

モンペルトの福祉説について

リング以上の收入あるイギリス労働階級の最上層部のみを包容するものである。

年次	産褥救護件數の會員數に對する割合 (百分比)	イングランド及ウェールズの出生率 (人口千に對)
一八六六—七〇	二二・五八	三三・三
七一—七五	二二・九五	三五・五
七六—八〇	二四・二七	三五・四
八一—八五	二一・七三	三三・五
八六—九〇	一七・六三	三一・四
九一—九五	一四・九七	三〇・五
九六—一〇〇	一三・七六	二九・三
一九〇一—〇四	一二・〇四	二八・四

(備考) 會員數は一八六六年に一〇、五七二人、爾來年毎に増加し、一九〇四年には二七二、四四四人となつてゐる。

尚、右會員數に對する産褥救護件數の割合 (即ち會員一人當りの出生件數) の著減が、會員の年齢構成の變化にのみ歸し難き證據として引證せらるゝ集計數字は左の如くである。

年次	平均年齢 (歲)	一八一—四四歲	四五歲以上
一八八〇	(約) 三三	九一・〇〇	九・〇〇
一八八三	—	八四・一四	一五・八六
一八八八	—	八一・八四	一八・一六
一八九三	—	七九・五三	二〇・四七
一八九六	—	七九・五三	二〇・四七
一八九九	—	七九・五九	二二・四一
一九〇〇	—	七九・二一	二二・七九
一九〇一	—	七六・八五	二三・一五
一九〇二	—	七六・六四	二三・三六
一九〇三	—	七六・〇九	二三・九一

(ほ)

右と同様の結果は小規模な観察結果に於いても亦之を指摘することができ。即ち一八七五年 マサチューセッツの三九三労働者世帯に對して行はれた職業及び所得別從屬家族員數の觀察結果は次の如くで、平均年収入七九二弗の熟練労働者はその年收に於いて約一一〇弗低き日傭及び不熟練労働者に比し一子乃至二子少きことが示されてゐる (Sixth Report of the Statistics of Labour of Massachusetts 1876.)。

業種	父の年所得	家族從屬員數	妻子の労働	妻子の所得	家族の全所得
熟練手工業者	七五二・三六	四・七五	〇・二五	六九〇・四	八二二・四〇
金屬労働者	七三九・三〇	四・五〇	〇・二五	九〇・五一	八二九・八一
建築業	七二二・三三	四・五〇	〇・三三	七三〇・〇〇	七九四・三三
荷馬車取者	六三〇・〇二	五・五〇	〇・五〇	一〇五・〇〇	七三五・〇二
工場労働者	五七二・一〇	五・〇〇	一・〇〇	二五〇・三五	八二二・四五
靴及皮革労働者	五四〇・〇〇	四・七五	一・〇〇	二〇九・〇〇	七四九・〇〇
以上六群平均	六五九・一八	四・八三	〇・五七	三三三・八二	七九二・〇〇
金屬補助労働者	四五八・〇九	五・五〇	一・一三	二五六・〇八	七四七・一七
手工業補助労働者	四三三・〇六	五・九〇	一・一〇	二二二・〇二	六六五・〇八
日傭労働者	四二四・一二	六・五〇	一・三三	二五七・九三	六八二・〇五
工場補助労働者	三八六・〇四	六・七五	一・五〇	二八四・〇八	六七〇・二二
以上四群平均	四三三・三三	六・三三	一・三四	二五七・五〇	六八二・八八

(へ)

この種觀察の内最も注目すべく且つ統計上も詳細を盡したものは、Kraier がベルリン市の富裕階級地区 (ドロートンシュタット及フリードリヒスウエルダー) 竝に貧民階級地区 (レイゼンシュタット) について試みた觀察結

果で、一八八五年十二月一日現在に於いて一子以上をもつ夫婦の子女數を妻の婚姻年齢及び當該夫婦の婚姻持續期間別に集計對照したもので、貧富階級間の出産力の相違が決して單に婚姻年齢その他の婚姻事情にのみ因るものでないことを統計的に檢證したものとて興味があらう (Statistische Beiträge zur Beleuchtung der ehelichen Fruchtbarkeit, III.)。

(1) 妻の婚姻年齢一五—二〇歳

子女數	婚姻持續期間		富裕地區		貧民地區	
	〇—四	五—九	一〇—一四	一五—一九	二〇—二四	二五—三〇
一	—	—	—	—	—	—
二	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—
六	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—
八	—	—	—	—	—	—
九以上	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(2) 妻の婚姻年齢二〇—二五歳

富裕地區

子女數	婚姻持續期間		富裕地區		貧民地區	
	〇—四	五—九	一〇—一四	一五—一九	二〇—二四	二五—三〇
一	—	—	—	—	—	—
二	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—
六	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—
八	—	—	—	—	—	—
九以上	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

一	二	八七・五	四一・九	二六・三	一八・二	一九・六	三五・〇
三	六	一二・五	五七・一	五七・一	五四・〇	五五・四	五〇・四
七	八	一	一・〇	二二・〇	一二・〇	八・〇	八・〇
九以上		一	一	四・六	一五・八	一七・〇	六・六
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

貧民地區

一	二	八二・七	二八・三	一五・二	一四・八	一一・七	三四・四
三	六	一七・三	六八・八	五六・四	四二・二	三四・三	四七・四
七	八	一	二・七	一八・三	一七・〇	一九・三	一〇・〇
九以上		一	〇・二	一〇・一	二六・〇	三四・七	八・二
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(3) 妻の婚姻年齢二五—三〇歳

富裕地區

一	二	九二・五	四二・八	二九・四	二六・九	二二・四	三八・二
三	六	七・五	五六・五	五四・六	五二・五	五二・一	四八・四
七	八	一	〇・七	一一・二	八・七	一七・〇	八・一
九以上		一	一	四・八	一一・九	八・五	五・三
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

貧民地區

一	二	八五・九	三三・五	一九・五	一六・八	一五・〇	三七・〇
三	六	一四・一	六三・六	五七・七	四八・六	四六・七	四七・八
七	八	一	二・六	一五・一	一九・三	二二・六	九・六
九以上		一	〇・三	七・七	一五・三	一五・七	五・六
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

モンペルトの福祉説について

(4) 妻の婚姻年齢三〇—三五歳

富裕地區

一	二	八三・八	六五・五	四〇・六	四五・三	三一・六	五〇・六
三	六	一六・二	三四・五	五五・二	四三・八	五三・一	四四・五
七	八	一	一	三・二	七・八	五・三	三・七
九以上		一	一	一・〇	三・一	一	一・二
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

貧民地區

一	二	八六・五	三九・七	二六・八	二七・一	二三・五	四三・三
三	六	一三・五	五六・九	六〇・九	五八・〇	五五・一	四八・四
七	八	一	三・〇	八・五	一〇・八	一二・二	五・八
九以上		一	〇・四	三・八	四・一	九・二	二・五
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(5) 妻の婚姻年齢三五—四〇歳

富裕地區

一	二	九二・三	四四・四	五五・二	六〇・〇	七五・〇	六三・五
三	六	七・七	五五・六	四一・四	二六・六	二五・〇	三三・四
七	八	一	一	三・四	六・七	一	二・七
九以上		一	一	一	六・七	一	一・四
計		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

貧民地區

一	二	八八・七	五八・九	五二・一	四九・三	五二・二	六二・五
三	六	一一・三	四〇・四	四三・二	四八・〇	三九・一	三五・〇

七—八	—	—	四・七	二・七	四・四	二・二
九以上	—	〇・七	—	—	四・三	〇・三
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(6) 妻の婚姻年齢四〇歳以上

富裕地區

一—二	一〇〇	八〇・〇	六六・七	五〇・〇	—	八〇・〇
三—六	—	二〇・〇	—	五〇・〇	—	一三・三
七—八	—	—	—	—	—	—
九以上	—	—	三三・三	—	—	六・七
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

貧民地區

一—二	七七・六	六一・八	七四・三	八五・七	一〇〇	七三・七
三—六	二二・四	三八・二	二五・七	一四・三	—	二六・三
七—八	—	—	—	—	—	—
九以上	—	—	—	—	—	—
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

なほ、妊娠年齢期を略、完了したと考へられる婚姻持續期間二十五年を経過せる夫婦について兩地區を對照した結果は次の如くである。即ち、無子夫婦の全夫婦數に對する割合は

貧民地區に於いては 八・二%

富裕地區に於いては 一一・七%

單に一乃至二子夫婦の割合は

貧民地區に於いては 一五・二%

富裕地區に於いては

一一〇・二%

七子以上の夫婦の割合は

三七・四%

貧民地區に於いては

四・二%

五、福祉の増進と妊孕率の低下 (1)

—獨逸諸大都市に對する統計的檢證—

上掲諸家のとりぐの觀察結果は、いづれも生活福祉の増進、社會的地位の上昇と共に、mit steigendem Wohlstand und höherer sozialer Stellung 妊孕率は低下するといふ事實を實證するに足るものではあるが、しかし福祉の増進と妊孕率の低下との間に成立するそのやうな聯關は、例へば文明國民と未開民族、或は富裕階級と貧民階級といったやうな、その生活福祉や社會的地位に格段の懸隔ある場合についてのみならず、同一の國民の間で、且つ同じ身分階級の中にあつても、その比較的輕微な差等に應じて、同様の統計的必然法を以つて成立するものであるか如何かといふ點については、モンベルトによると、敘上諸家の觀察結果の多くは猶ほ決定的な解答を提供するものとは稱し難い。

しかも、當面の出産減退傾向の近代的必然性を理論づけようとする所謂「福祉説」の立場にとつては、何よりも先づこのことを檢證せねばならぬ。さういふ目的を以つてモンベルトは、先づ對象をベルリン、ハンブルグ、ライプチヒ、ミュンヘン、ドレスデン、マグデブルグ、及びフランクフルト・アム・マインの獨逸七大都市にとり、所謂「福祉」差等の指標を住宅關係に選んで、右の如き關聯の存立することを確認しようとするのである。

即ち、各都市について出来得る限り種々の小地域を選び、之ら各地區の妊孕率を當該地區の住宅の規模、或は家賃等の諸係數と相關對照せしめようとするもので、統計技術上の制約により各都市毎に福祉判定の標識、妊孕年齡の期間等に多少の相異はあるが、繁簡精粗の違ひはあれ、いづれも歴然たる問題の聯關が成立してゐることをモンベルトは力説するのである。こゝには單にその例證としてベルリン其他二、三都市に對する檢出結果を表示すに止める。

(イ) ベルリン市

(十八戸籍役場管區を有配偶女子妊孕率の上昇順に配列)

地區	一五—四五歳の有配偶獨身女子千に付、出生(一九〇一年)	公生兒百に付私生兒	一五—四一歳女子千に付、一歳未満兒	平均家賃(仕事場を除く)	住宅百に付、暖房裝置ある室二室以下の住宅
1	一一五	一一〇・一	三四・八	九六三	五二・八
2	一一九	一一・八	二〇・九	六六五	六七・一
3	一四七	一一二	一七・五	九七五	五三・九
4	一五二	一八六	一九・六	五〇・六	五二・九
5	一六三	一六七	一六・六	五四・七	六五・七
6	一六七	三〇・四	二七・八	六〇・九	七三・二
7	一七四	三九・五	三九・〇	五六・七	五〇・五
8	一八二	二六・八	一三・三	八六・三	四〇・〇
9	一八五	三四・五	一九・七	七九・六	三二・一
10	一八七	三三・〇	一七・〇	八四・五	三一・九

モンベルトの福祉説について

11	一八八	三五・四	二二・〇	八一・二	三五・六	八四・一
12	一九八	四三・八	二五・一	八三・五	三五・九	八二・五
13	二〇三	四一・三	一九・二	八九・九	三一・五	八七・四
14	二一〇	五三・二	一四・三	一二・五・二	二六・一	九五・一
15	二二二	四二・九	一三七	一〇七・五	二八一	九一・七
16	二三八	四二・七	一一・六	一一七・〇	三一・〇	八二・六
17	二三七	五五・二	一一・五	一一五・八	二八・五	八七・二
18	二四三	六三・六	一六・八	一三一・五	二二・九	九二・八

(ロ) ハンブルグ市

〇二十二地區を有配偶女子妊孕率の上昇順に配列)

地區	一五—四五歳の有配偶獨身及死離別一般女子千に付、出生	公生兒百に付私生兒	現在人口百に付、一四・五歳未満の兒童	純住宅百に付、家賃三マルク未満の住宅	一住宅當りの年家賃平均額(マルク)	住民千に付、一五〇マルク以上の所得をもつ納税者(一九〇一年平均)
1	一三六	六	二二・二	九九	一六二・七	一四七・二・七
2	一六二	七	二〇・二	一〇〇	一三二・九	一四一・七
3	一一七	一一・〇	二二・七	三八・三	八七・五	五七・九
4	一六一	二二・九	二二・三	五五・四	六三・六	六二・三
7	一八〇	三三・九	二四・〇	七四・二	四〇・五	七八・三
10	一九一	三七・四	二二・〇	八三・一	三四・五	八五・四
13	二二二	四九・二	一五・七	一〇七・二	二八・六	九一・四
16	二三六	五三・八	一四・六	一一・四	二七・五	八七・五
18	二四三	六三・六	一六・八	一三一・五	二二・九	九二・八

10	7	4	1	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
12	9	6	3	二二九	二二五	二二四	二二五	二二二	二二六	二二三	二二三	二二二	二〇九	二〇九	二〇二	二〇〇	一九八	一八六	一八四	一八三	一八二	一七九	一七一
三四	三八	一六	一〇	四〇	四五	五二	三四	六一	四七	一五	二〇	三八	二四	三五	四〇	二六	四〇	四二	三三	一八	三三	八	一八
一三四	一一一	八五	五九	一三九	一八一	一四三	一四〇	一五〇	一三五	一七三	一一九	一三〇	一二八	一三八	一一一	一二三	一〇七	一一三	一一二	八二	一〇五	六九	八五
三〇・四〇	二七・二九	二六・七一	二三・〇二	三五・七六	三九・七七	三五・二四	三七・四〇	三五・四三	二九・四五	三五・六二	三三・四二	三三・九九	三六・六七	三二・三七	二五・六四	三三・一八	二五・三二	二六・七四	二九・八一	二二・九八	三一・五五	二四・五九	二五・六四
四三・五	三七・二	二九・二	一八・〇	七〇・五	六九・九	六五・九	五七・一	七八五	六〇・六	四六・六	三八・五	四八・八	五七・九	四一・三	五九・九	二九・三	五〇・〇	三五・九	二五・七	三一・二	三〇・六	一六・九	三四・二
四〇七	四三六	六一〇	一〇二五	五二七	二八二	三三三	五一五	二九六	三三七	三二六	四九六	四一四	四四三	三九一	四五一	三八〇	四五三	四一八	四三七	五四九	四七一	八一	四四〇
七一・三三	七二・九八	一〇八・五二	一三五・七五	四六・一〇	三三・三〇	四五・六二	五八・四一	四二・六八	五〇・三四	五〇・四〇	七七・八一	五一・〇四	六三・二九	五六・八五	七三・〇二	八四・二	七六・三四	六五・五六	七四・〇五	一〇二・三六	八三・〇二	一四〇・一九	一一八・九一

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	19	16	13
一一二・〇	九〇・七	八三・六	七一・六	六九・八	六三・七	六一・六	五九・七	五二・〇	三六・八	二二	18	15
四九・二	二七・五	二七・八	二六・六	三一・四	二九・七	二六・五	一八・〇	一一・七	一五・三	二二	18	15
七四・三	四九・六	五六・九	五二・一	五四・四	五二・二	四二・一	三九・七	四四・九	三五・〇	四三	四一	二七
三一	〇・九	一一・二	一一・三	一一・三	一一・二	一一・一	〇・九	〇・七	〇・一	一五二	一五三	二二
四・八	一・四	一・八	二・一	一・七	一・九	二・〇	一・三	一・〇	〇・二	三七〇・四	三三〇・四六	三四・六九

(備考) 公生児と私生児との妊娠率の上昇に關する平行關係はベルリン市の場合に於けるほど一貫してゐない。但し地區3(アルトシュタット南部)及び5(ポルグフェルド)に見られる如く、福祉の高からざる地區に見られる低位の公生児妊娠率は高位の私生児妊娠率によつて相殺せられてゐる。従つて一般妊娠率を基準にとれば本表の配列順位に於ける二三の例外的事例は釋明せられることになる。

(ハ) ミュンヘン市

(二十四地區を一般妊娠率の上昇順に配列)

地 區
 一六一・五〇 住宅百に付、家賃
 三〇〇マルク 五〇〇マルク 住宅百に付
 歳女子千に 超満員住宅
 付、出産 (一九〇一年) 以下の住宅(一九〇〇年一二月一日現在) に住む者
 (一九〇一年) (註)

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
一一二・〇	九〇・七	八三・六	七一・六	六九・八	六三・七	六一・六	五九・七	五二・〇	三六・八
四九・二	二七・五	二七・八	二六・六	三一・四	二九・七	二六・五	一八・〇	一一・七	一五・三
七四・三	四九・六	五六・九	五二・一	五四・四	五二・二	四二・一	三九・七	四四・九	三五・〇
三一	〇・九	一一・二	一一・三	一一・三	一一・二	一一・一	〇・九	〇・七	〇・一
四・八	一・四	一・八	二・一	一・七	一・九	二・〇	一・三	一・〇	〇・二

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
二二〇・八	二〇〇・九	一九六・一	一八七・八	一八六・四	一七八・四	一五五・〇	一四三・七	一四〇・六	一三八・五	一三四・〇	一三二・四	一二二・五	一二一・一
七五・三	七五・〇	五八・五	六六・一	八〇・一	六三・五	六五・三	五二・一	七〇・六	四一・三	三六・一	六八・五	三四・三	四四・九
九五・五	九八・四	八六・三	九〇・一	九四・九	八七・三	八三・〇	八五・七	九〇・七	七三・三	六七・五	八六・四	六一・四	九二・三
七・七	七・二	三・八	四・三	六・〇	四・五	四・九	三・五	三・四	三・二	二・九	三・一	二・三	四・二
一一・〇	一〇・七	六・〇	七・〇	九・〇	七・〇	八・三	五・五	五・六	四・七	四・六	五・八	三・五	六・五

1	4	7	10	13	16	19	22
3	6	9	12	15	18	21	24
四九・五	六五・〇	八二・〇	一一八・五	一三五・〇	一四六・四	一八四・二	二〇六・六
一八・〇	二九・二	二七・三	四二・八	四八・六	六二・七	六九・九	六九・六
三九・九	四九・六	五二・九	七六・〇	七五・七	八六・五	九〇・八	九三・四
〇・五七	一・二〇	一・二三	三・二〇	三・一〇	三・九〇	四・九〇	六・二〇
〇・八三	一・九〇	一・八〇	四・九〇	五・〇〇	六・五〇	七・七〇	九・六〇

(註) 一室に四人以上、二室に七人以上、又は三室に二人以上住む場合を起請員住宅とす。

(備考) 比較的低い妊孕率を示してゐる地區(II)が家賃五〇〇マルク以下の

住宅九二・三%といふ例外的な低家賃地區となつてゐるのは、當地區が極

モンベルトの福祉説について

めて低額の家賃で貸與される鐵道省の下級職員官舎を多く含んでゐるためである。

尙、本表に於いて特に注目すべき事實は、低額家賃の標準の採り方に依つて當該地區の福祉の判定に正反對の結果を示す場合の尠くないことである。例へば、

妊孕率 家賃三〇〇マルク以下 同、五〇〇マルク以下

地區(18) 一五五・〇 六五・三% 八三・〇%

〃 (11) 一一一・〇 四四・九% 九二・三%

又、類的總括に於いて之を見るも、

地區(10-12) 一一八・五 四二・八% 七六・〇%

〃 (13-15) 一三五・〇 四八・六% 七五・七%

等の如く、家賃五〇〇マルク以下の住宅の比較的多數なることのみによつては猶ほ福祉度の判定に不十分な場合が尠くない。

反之、また他方に於いては、類的總括表の地區(1-3)と(4-6)の對照に之を見るが如く、低額家賃の標準を高く採つた方が妊孕率との規則的な相關を實證してゐる場合もあり、集計結果の解釋には結局は各地區の特殊事情を常に十分に考慮すべきことを教へてゐる。

以上、獨逸の諸都市について試みられた統計的檢出の諸結果は、モンベルトによれば、生活福祉や社會的地位の差異のなほ極めて輕微な場合に於いても亦、それが妊孕率との間にもつてゐる合法的な聯關を確證して遺憾ないものである。いひかへれば、生活福祉や社會的地位の極端に相違する諸國民や、乃至は上下階級の間ばかりでなく、例之、無産階級自身の内

に於いてすらその経済的並に社会的諸關係の改善向上は出産減退化の傾向を伴ふといふ事實を證據立てるに足るものだとモンベルトはいふ。そして其間に間々認知せられる反規則的な例外的事例も、例へば之をミュンヘン市の家賃の例に於いて見たように、全くの特殊事情によるもので、合法則的な聯關の存在を否定するものではない。また上掲諸表に見られるその他の小さな數字上の出入は、妊孕年齢期の妻の年齢構成や、その他婚姻年

齡、婚姻持續期間等のこまかい相異をも同時に考慮し得ないことから生ずる筈であり、また觀察實數が小さい爲に實數に於ける僅かの差が比率の上では比較的大きく現はれるといふような事情からもくる。要之、社会的福祉の増進と妊孕率低下との相關は、モンベルトにとつては、恰も近代人口現象に於ける第一原理の如く、統計的分析を詳細にすればするほど、より純粹な形を以つて確證せらるべきものであることになる。(以下次號)

獨逸の人口動態

(人口千に付)

結婚	出生		死亡		結婚	出生		死亡		結婚	出生		死亡	
	結婚	出生	死亡	結婚		出生	死亡	結婚	出生		死亡	結婚	出生	死亡
1891	8.2	34.5	29.6	1889	8.0	36.0	29.0	1907	8.1	33.3	28.0	37.7	20.7	21.9
1901	10.3	39.5	29.0	9.0	8.0	35.7	28.4	8.0	33.1	28.1	18.1	37.7	20.7	21.9
1911	10.0	39.7	28.3	9.1	8.0	37.0	28.1	9.0	31.0	27.1	17.1	37.7	20.7	21.9
1921	9.5	40.1	26.7	9.2	7.9	35.7	26.6	1.0	29.8	26.1	16.1	37.7	20.7	21.9
1931	9.1	40.6	27.6	9.3	7.9	36.8	23.3	1.1	28.6	23.3	17.3	37.7	20.7	21.9
1941	8.5	40.9	26.3	9.4	7.9	35.9	23.1	1.2	28.3	22.7	15.7	37.7	20.7	21.9
1951	8.0	40.0	26.4	9.5	8.0	36.1	20.8	1.3	27.5	21.8	15.0	37.7	20.7	21.9
1961	8.0	38.9	26.2	9.6	8.2	36.3	22.3	1.4	27.7	21.8	15.0	37.7	20.7	21.9
1971	7.7	38.9	25.6	9.7	8.4	36.0	20.5	1.5	27.1	21.5	14.0	37.7	20.7	21.9
1981	7.5	37.6	26.0	9.8	8.4	36.1	23.7	1.6	27.1	21.5	14.0	37.7	20.7	21.9
1991	7.5	37.0	25.5	9.9	8.5	35.8	22.5	1.7	27.7	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2001	7.7	37.2	25.7	10.0	8.5	35.6	22.1	1.8	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2011	7.7	36.6	25.9	10.1	8.3	35.7	20.7	1.9	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2021	7.8	37.1	26.0	10.2	8.3	35.1	20.7	2.0	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2031	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2041	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2051	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2061	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2071	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2081	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2091	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9
2101	7.9	37.0	25.7	10.3	8.3	34.8	19.4	2.1	27.4	21.7	13.9	37.7	20.7	21.9

①エルザス・ロートリンゲンを除く。②一九一九年以降は更に其他の割讓地域を除く第一次歐洲大戰後の獨逸國領域、但しザール地方を除く。③舊埃太利、ズデーテン獨逸地方等を加へたる現獨逸國領域、但し東部の舊波蘭領域と西部のオイペン・マルメチ・モレスネ地方を除く。④一九三九年九月一日以降の戦死を除く。

彙報

藥事法の公布

第八十一帝國議會に於いて協議を経たる藥事法は昭和十八年三月十二日付官報を以て左の如く公布せられた。

藥事法 (昭和十八年三月十二日法律第四十八號)

第一章 總則

第一條 本法ハ藥事衛生ノ適正ヲ期シ國民體力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二章 藥劑師

第二條 藥劑師ハ調劑、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ヲ掌リ國民體力ノ向上ニ寄與スルヲ以テ其ノ本分トス

第三條 藥劑師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師免許ヲ與ヘズ

- 一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 未成年者、禁治産者、准禁治産者、精神病者、

瘡腫者又ハ盲者

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師免許ヲ與ヘザルコトアルベシ

- 一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者
- 二 藥事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者
- 三 前二號ニ該當スル者ヲ除クノ外藥事ニ關シ不正ノ行爲アリタル者

第六條 厚生省ニ藥劑師名簿ヲ備ヘ藥劑師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス

第七條 藥劑師第四條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スベシ

藥劑師第五條各號ノ一ニ該當シ又ハ藥劑師タルノ品位ヲ損スル行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトアルベシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同ジ

前項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルベシ

第一項ノ取消處分ヲ受ケタル者ニ付第四條第二號ノ原因止ミタルトキ亦同ジ

前項前段ノ規定ニ依リ再免許ヲ受ケタル者主務大臣ノ定ムル期間内ニ於テ第五條第一號又ハ第二號ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ再免許ハ效力ヲ失フ

第一項乃至第三項ノ處分ハ主務大臣之ヲ行フ

第八條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ藥劑師ラシテ醫藥品ノ取扱其ノ他藥事衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ修習ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 日本藥劑師會及道府縣藥劑師會ハ藥事衛生ノ改良發達ヲ圖リ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ協力スルヲ以テ目的トス

第十條 藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣藥劑師會ヲ設立スベシ

藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣藥劑師會ノ會員トス

藥劑師ニ非ザルモ藥劑師免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道府縣藥劑師會ノ會員タラシムルコトヲ得ルモノトス

第十一條 道府縣藥劑師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本藥劑師會ヲ設立スベシ

道府縣藥劑師會ハ日本藥劑師會ノ會員トス

第十二條 道府縣藥劑師會ハ其ノ會員ヨリ徵收スベキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十三條 前四條ニ規定スルモノノ外日本藥劑師會及道府縣藥劑師會ノ設立ノ手續、區域、機關、經費、負擔及其ノ徵收、監督、會員ノ懲戒其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 藥局ヲ開設セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十五條 藥劑師ニ非ザレバ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 藥劑師販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲ス場合ハ藥局ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 藥劑師會及道府縣藥劑師會ハ藥事衛生ノ改良發達ヲ圖リ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ協力スルヲ以テ目的トス

第十八條 藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣藥劑師會ヲ設立スベシ

藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣藥劑師會ノ會員トス

藥劑師ニ非ザルモ藥劑師免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道府縣藥劑師會ノ會員タラシムルコトヲ得ルモノトス

藥劑師會及道府縣藥劑師會ハ其ノ會員ヨリ徵收スベキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前四條ニ規定スルモノノ外日本藥劑師會及道府縣藥劑師會ノ設立ノ手續、區域、機關、經費、負擔及其ノ徵收、監督、會員ノ懲戒其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

藥局ヲ開設セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

藥劑師ニ非ザレバ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲スコトヲ得ズ

藥劑師販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲ス場合ハ藥局ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 華局ニ於テ調劑ニ從事スル藥劑師ハ調劑ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條 藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫師ノ處方箋ニ依リ調劑スベシ

藥劑師ハ處方箋中疑ハシキ處アルトキハ其ノ處方箋ヲ交付シタル醫師、齒科醫師又ハ獸醫師ニ質シ證明ヲ得ルニ非ザレバ調劑ヲ爲スコトヲ得ズ

第十九條 藥劑師調劑ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク調劑ニ關スル事項ヲ調劑録ニ記載スベシ

第二十條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ調劑報酬ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十一條 前七條ニ規定スルモノノ外華局及調劑ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 醫藥品

第二十二條 醫藥品ノ製造業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

醫藥品製造業者ハ醫藥品ノ性狀品質ヲ適正ナラシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ藥劑師ヲ置クベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ニ規定スルモノノ外醫藥品ノ製造ノ設備及管理、製品ノ封緘其ノ他製造ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前三項ノ規定ハ醫藥品ノ輸入販賣業又ハ移入販賣業ニ之ヲ准用ス

第二十三條 醫藥品ノ販賣業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣ハ藥劑師ニ非ザル醫藥品販賣業者ニシテ藥劑師ヲ使用セザルモノノ取扱品目ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外醫藥品ノ販賣ノ方法其ノ他販賣又ハ授與ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 主務大臣ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムル醫藥品ノ價格ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ醫藥品ニ付局方ヲ定メタルトキハ之ヲ日本藥局方ニ收載スベシ

第二十六條 日本藥局方ニ收載セル醫藥品ハ其ノ性狀品質日本藥局方ノ所定ニ適合スルニ非ザレバ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テ製造、輸入、移入、貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ズ

主務大臣ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムル醫藥品ニ付性狀品質ノ適正ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十七條 日本藥局方ニ收載セル醫藥品ハ其ノ容器又ハ被包ニ日本藥局方ナル文字及日本藥局方名ヲ、日本藥局方ニ收載セザル醫藥品ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ名稱並ニ成分及分量、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ザレバ之ヲ販賣若ハ授與シ又ハ販賣若ハ授與ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列スルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スルモノノ外醫藥品ノ貯藏、小分其ノ他取扱ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 醫藥品ノ效能ニ關シテハ何人ト雖モ虛偽又ハ誇大ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ズ

主務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫藥品ニ關スル廣告、醫藥品ノ容器若ハ被包ニ記載スル事項又ハ醫藥品ニ添附シ若ハ添附セズシテ頒布スル文書ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十九條 毒藥、劇藥及麻藥ノ品目ハ主務大臣之ヲ定ム

本法ニ規定スルモノノ外毒藥、劇藥及麻藥ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 監督

第三十條 主務大臣又ハ地方長官ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムルトキハ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ對シ當該業務ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 主務大臣又ハ地方長官ハ第二十二條第一項ノ規定(同條第四項ニ於テ准用スル場合ヲ含ム)ニ違反シテ製造、輸入若ハ移入セラレタル醫藥品、第二十六條第一項ノ規定若ハ同條第二項ノ規定ニ基キテ發セル命令ニ違反シテ製造、輸入、移入、貯藏若ハ陳列セラレタル醫藥品又ハ保健衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認ムル醫藥品ニ付其ノ所有者ヲシテ廢棄セシメ、所有者若ハ所持者ヲシテ保健衛生上危害ヲ生ズルノ虞ナキ方法ニ依リ處置セシメ又ハ直接ニ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ付當該業務ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當

業

該官吏ノシテ藥局、工場、店舗、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ構造設備、業務ノ狀況若ハ醫藥品、醫藥品ノ原料材料、調劑錄等ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシメ又ハ試驗ノ爲ニ必要ナル分量ノ醫藥品若ハ其ノ原料材料ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第三十三條 醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者又ハ移入販賣業者其ノ業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

藥局開設者又ハ醫藥品販賣業者其ノ業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第三十四條 醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者又ハ移入販賣業者正當ノ事由ナクシテ其ノ業務ヲ行ハザルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

藥局開設者又ハ醫藥品販賣業者正當ノ事由ナクシテ其ノ業務ヲ行ハザルトキハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

第七章 雜則

第三十五條 第八條及第四章乃至前章ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十六條 權太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第八章 罰則

第三十七條 麻藥ニ關シ第二十二條第一項ノ規定(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シタル

者又ハ麻藥ノ輸出若ハ移出ニ關シ第三十九條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第三十二條ノ規定ニ依リ調劑錄ノ檢査ニ關シ知得シタル個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第三十九條 第三十七條ノ規定ニ該當スル者ヲ除クノ外第二十二條第一項ノ規定(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

一 第二十二條第三項ノ規定(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

二 麻藥ニ關シ第二十三條第三項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

三 製造、輸入又ハ移入ニ關シ第二十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

四 製造、輸入又ハ移入ニ關シ第二十六條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

第四十一條 前條ノ規定ニ該當スル者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十四條、第二十二條第二項(同條第四項ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項又ハ第二十八條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十五條乃至第十九條ノ規定ニ違反シタル者

三 第二十條、第二十三條第二項第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

四 藥局ニ關シ第二十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

五 調劑ニ關シ第二十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

六 第二十四條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

七 毒藥又ハ劇藥ニ關シ第二十九條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

八 第三十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

九 第三十一條ノ規定ニ依ル廢棄其ノ他ノ處分又ハ第三十二條若ハ第四十七條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査若ハ收去ヲ拒ミ、妨グ又ハ隠避シタル者

十 第三十二條又ハ第四十七條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

十一 業務停止中ノ藥劑師ニシテ其ノ業務ヲ爲シタルモノ

十二 誤リテ調劑ヲ爲シタル者

十三 醫藥品ノ容器又ハ被包ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

十四 業務停止中ノ藥局開設者又ハ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者若ハ販賣業者ニ

シテ其ノ業務ヲ爲シタルモノ

第四十二條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十七條、第三十九條、第四十條又ハ前條第一號、第三號、第四號、第六號乃至第八號、第十號、第十三號若ハ第十四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルルコトヲ得ズ

第四十三條 第三十七條、第三十九條、第四十條並ニ第四十一條第一號、第三號、第四號、第六號乃至第八號、第十號、第十三號及第十四號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附則
第四十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法及藥劑師法ハ之ヲ廢止ス但シ藥劑師法中道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ニ關スル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時迄仍其ノ效力ヲ有ス

第四十七條 醫師、齒科醫師又ハ獸醫師ハ其ノ診療ニ用フベキ醫藥品ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ第十五條ノ規定ニ拘ラズ調劑ヲ爲スコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所ノ開設者又ハ開業ノ獸醫師ニ付

醫藥品ノ使用ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ醫藥品ヲ貯藏スル場所ニ臨檢シ醫藥品ヲ檢査セシメ若ハ試驗ノ爲必要ナル分量ノ醫藥品ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第四十八條 藥劑師法ニ依リ藥劑師免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ藥劑師免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第五十條 藥劑師法ニ依ル藥劑師名簿ノ登錄ハ之ヲ本法ニ依ル藥劑師名簿ノ登錄ト看做ス

第五十一條 藥劑師法ニ依リ爲シタル藥劑師免許ノ取消ノ處分又ハ業務ノ停止ノ處分ハ之ヲ本法ノ相當規定ニ依リテ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ停止ノ時期ハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十二條 藥劑師法ノ道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ノ權利義務ニシテ第四十六條但書ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時ニ於テ存スルモノハ各本法ノ道府縣藥劑師會及日本藥劑師會之ヲ承繼ス

第五十三條 舊法ニ依リ開設シタル藥局ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十四條 前條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ醫藥品ノ製造業、輸入販賣業、移入販賣業又ハ販賣業ヲ行フ者ニシテ本法施行ノ際現ニ當該事業ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス

做ス此ノ場合ニ於テ停止ノ期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十五條 本法施行ノ際現ニ存スル醫藥品ノ容器又ハ被包ニ記載スベキ事項ニ付テハ第二十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ本法施行ノ日ヨリ二年ヲ限り仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第五十六條 藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法若ハ藥劑師法若ハ之ニ基キテ發スル命令又ハ花柳病豫防法第七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第五十七條 花柳病豫防法中左ノ通改正ス
第七條、第八條及附則第二項ヲ削ル

第五十八條 阿片法中左ノ通改正ス
第五條中「藥劑師藥種商」ヲ「醫藥品販賣業者」ニ改ム
第六條第一項及第六條ノ二中「製藥者」ヲ「醫藥品製造業者」ニ改ム

第五十九條 昭和十五年法律第九十二號中左ノ通改正ス
第四條中「藥劑師法」ヲ「藥事法」及「改メ」及「藥品營業並藥品取扱規則」ヲ削ル

〔參照〕
昭和十五年四月四日公布法律第九十二號ハ、獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル件ナリ

關東州國民體力令の公布
關東州國民體力令は昭和十八年三月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

關東州國民體力令 (昭和十八年三月六日勅令第四百十二號)

第一條 關東州ニ於ケル國民體力ノ管理ニ關シテハ本

令ニ定ムルモノヲ除クノ外國民體力法ニ依ル但シ同
法第二十一條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

國民體力法中主務大臣トアルハ滿洲國駐劄特命全權
大使トシ地方長官トアルハ關東州廳長官トシ市町村
長トアルハ市長又ハ民政署長トシ市町村内トアルハ
市又ハ民政署ノ管轄區域内トシ道府縣トアリ又ハ道
府縣、市町村トアルハ市トシ監獄、矯正院、少年教
護院トアルハ關東監獄トシ保健所トアルハ關東醫院又
ハ關東保健館トシ本法トアルハ本令トシ本法施行地
内トアルハ關東州内トシ勅令トアルハ關東局令トス

第二條 國民體力管理醫ノ選任又ハ解任ハ關東州廳長
官之ヲ行フ但シ特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ大
使ノ定ムル所ニ依リ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設
ノ長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 體力検査ニ要スル費用ニシテ左ニ掲グルモノ
ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ國庫之ヲ負擔ス

- 一 國民體力管理醫手當
- 二 體力検査補助者手當
- 三 藥品其ノ他消耗品ノ費用

附則
本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

國民體力法施行規則中改正の件公布

國民體力法施行規則中改正の件は昭和十八年三月二
十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民體力法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年三月二十五日
厚生省令第七號)

様式第一號體力検査票裏面國民體力管理醫意見欄中

「國民體力向上修練會參加ノ要・否體力向上施設ノ利
用」ヲ「健民修練否要」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

船員保險法施行令中改正の件公布

船員保險法施行令中改正の件は昭和十八年三月三十
日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員保險法施行令中改正ノ件

(昭和十八年三月二十九日
勅令第二百三十五號)

第七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ
完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金
額ガ十錢未満ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第十六條第三號中「嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテ
ハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ」ヲ「嫡出子
及嫡出ニ非ザル子ノ間ニ在リテハ女ト雖モ嫡出子及庶
子」ニ改ム

第十七條ノ二 船員保險法第二十二條ノ二第一項ノ規
定ニ依ル區域ハ瀬戸内(和歌山縣海草郡田倉崎ヨリ

兵庫縣津名郡生石鼻ニ至ル線、兵庫縣三原郡門崎ヨ
リ徳島縣板野郡孫崎ニ至ル線、愛媛縣西宇和郡佐田
岬ヨリ大分縣北海部郡關崎ニ至ル線及福岡縣企救郡
門司崎ヨリ山口縣豐浦郡甲山ニ至ル線ヲ以テ區劃シ
タル海面)ヲ除ク太平洋及印度洋トス

第十八條乃至第二十條 削除

第二十一條 船員保險法第二十八條ノ二ノ期間ハ被保
險者タル資格ヲ喪失シタル日後十日トス

第二十一條ノ二 地方長官ハ道府縣醫師會長、道府縣
齒科醫師會長又ハ道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽キ保
險醫又ハ保險藥劑師ヲ指定スベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルノ責
務ヲ怠リ其ノ他保險醫又ハ保險藥劑師トシテ不適當
ト認ムベキ事由アルトキハ地方長官ハ前項ノ指定ヲ
取消スコトヲ得

第二十一條ノ三 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用
スル者ガ療養ノ給付ニ關シ請求スベキ費用ノ額ハ厚
生大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ
日本醫師會長、日本齒科醫師會長又ハ日本藥劑師會
長ノ意見ヲ聽クベシ

第二十二條中「第二十八條第二項」ヲ「第二十八條第三
項」ニ改ム

第二十三條第二號中「其ノ指定セザル」及同條第三號中
「地方長官ノ指定セザル」ヲ「保險醫及厚生大臣若ハ地
方長官ノ指定スル者以外ノ」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ
加フ

四 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合ニ於テ被保險者又
ハ被保險者タリシ者ノ申請アリタルトキ

第二十六條中「船員保險法第二十八條第三號ノ規定ニ
依リ」ヲ「病院又ハ」ニ改ム

第二十六條ノ二 厚生大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ
船員保險法第三十二條第一項ノ期間ヲ超エ尚六月間

繼續シテ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ爲スモノ
トス但シ其ノ給付ヲ始メタル日前一年以内ニ於テ實
期間三月以上被保險者タリシ者ニ限ル

第二十七條中「第二十八條第二項」ヲ「第二十八條第三
項」ニ改ム

第二十九條中「掲グル者」ノ下ニ「ニシテ病院又ハ診療
所ニ收容セラレタルモノ」ヲ加フ

第三十一條中「内地」ヲ「内地（樺太ヲ含マズ）」ニ、「第
十八條第二項、第十九條、第二十條、第二十三條及第
二十四條中地方長官トアルハ」ヲ「船員保險法第二十八
條第二項及第二十八條ノ三ノ行政官廳ハ厚生大臣トシ
第二十三條第一號及第二十四條中地方長官トアリ竝ニ
第二十三條第二號及第三號中厚生大臣若ハ地方長官ト
アルハ」ニ改ム

第三十三條ノ二 船員保險法第二十八條第三項ニ規定
スル者以外ノ被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ船
舶所有者ノ負擔割合ハ其ノ保險料額ノ五分ノ三ト
ス

第三十六條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告
知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保
險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタ
ル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額
ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關
スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シ
タル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料
ニ對シ納期ヲ繰上テ之ヲ爲シタルモノト看做スコト

第三十六條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告
知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保
險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタ
ル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額
ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關
スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シ
タル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料
ニ對シ納期ヲ繰上テ之ヲ爲シタルモノト看做スコト

第三十六條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告
知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保
險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタ
ル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額
ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關
スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シ
タル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料
ニ對シ納期ヲ繰上テ之ヲ爲シタルモノト看做スコト

第三十六條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告
知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保
險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタ
ル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額
ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關
スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シ
タル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料
ニ對シ納期ヲ繰上テ之ヲ爲シタルモノト看做スコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上テ納入ノ告知又ハ納付
ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ
旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十條中「第一章乃至第四章」ヲ「第二章、第二
第三章、（日本醫師會會長、日本齒科醫師會會長、日本藥
劑師會會長、道府縣醫師會會長、道府縣齒科醫師會會長又ハ
道府縣藥劑師會會長ニ關スル部分ヲ除ク）、第四章」ニ改
ム

第八十一條中「又ハ船員法第十七條若ハ第二十九條ノ
規定ニ依ル船舶所有者ノ扶助」ヲ削除

第八十三條 削除

附則
本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十
八年法律第二十七號中第二十八條ノ三乃至第二十八條
ノ六ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同
年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條、第六十一條及第八十三條ノ改正規定竝ニ
第三十三條ノ二及附則第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘
ラズ昭和十八年法律第二十七號中第三十二條第一項及
第三十三條ノ改正規定竝ニ第六十條第二項及附則第三
項ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年法律第二十七號附則第三項ノ場合ニ於テハ
第二十一條、第八十一條及第八十三條ノ改正規定ニ拘
ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第十七條ノ二ノ規定ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ昭和十六
年十二月八日ヨリ之ヲ適用ス

船員保險法中改正法律の一部施行期 日の件公布

日

船員保險法中改正法律の一部施行期日の件は昭和十
八年三月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

船員保險法中改正法律の一部施行

期日ノ件（昭和十八年三月二十九日
勅令第二百三十四號）

昭和十八年法律第二十七號ハ第三十二條第一項及第三
十三條ノ改正規定竝ニ第六十條第二項及附則第三項ノ
規定ヲ除ク外昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但
シ第二十八條ノ三乃至第二十八條ノ六ノ規定實施ノ爲
ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年三月三十一日ヨリ
之ヲ施行ス

國民健康保險法施行規則中改正の件 公布

國民健康保險法施行規則中改正の件は昭和十八年三
月二十三日付官報を以て左の通り公布せられた。

國民健康保險法施行規則中改正ノ件

（昭和十八年三月二十三日
厚生省令第六號）

第五條 削除

第八條中「組合設立ノ經過」ヲ「組合設立ノ經過及」ニ
改メ「及被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫
師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍」ヲ削ル

第九條ノ二中「第五條」並ニ第九條ノ三中「第五條」及「及第五條」ヲ削ル

第十一條 地方長官ハ組合ノ成立アリタルトキハ其ノ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス保險醫及保險藥劑師ノ範圍ヲ定メテ之ヲ告示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十二條 前條ノ告示アリタルトキハ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス保險醫及保險藥劑師ヲ公示スベシ

組合ハ保險醫又ハ保險藥劑師以外ノ者ニシテ其ノ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲スモノヲ指定シタルトキハ之ヲ公示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ診療又ハ藥劑ノ支給以外ノ給付ノ支給ニ當ル者ニ付之ヲ准用ス

第十三條 組合ハ様式第一號ニ依ル受診證ヲ被保險者ニ交付スベシ

第十三條ノ二 被保險者ハ療養ノ給付ヲ受ケントスルトキハ保險醫又ハ組合ノ指定シタル者ニ受診證ヲ提示スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク之ヲ提示スベシ

第十三條ノ三 保險醫及保險藥劑師ガ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條ノ四 保險醫ハ被保險者ヨリ受診證ノ提示ヲ受ケ診療ヲ爲シタルトキハ受診證ニ必要ナル事項ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ返還スベシ第十三條ノ二但書ノ規定ニ依リ提示アリタルトキ亦同ジ

第十三條ノ五 保險醫ハ被保險者ヨリ處方箋ノ交付ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ様式第二號ニ依リ之ヲ作製スベシ

第十三條ノ六 被保險者ハ保險藥劑師ニ就キ藥劑ノ支給ヲ受ケントスルトキハ保險醫又ハ組合ノ指定シタル者ノ交付シタル處方箋ヲ提出スベシ

第十四條ノ二 厚生大臣及地方長官ハ組合ニ對シ左ニ掲グル施設ヲ爲スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

- 一 傳染病、寄生蟲病其ノ他傷病ノ預防ニ關スル施設
- 二 健康診斷ニ關スル施設
- 三 療養及保養ニ關スル施設
- 四 母性及乳幼児ノ保護ニ關スル施設
- 五 榮養改善ニ關スル施設
- 六 健康ノ保持ニ關スル施設

第十五條中「被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師」ヲ「保險醫若ハ保險藥劑師又ハ組合ノ指定スル者」ニ改ム

第二十二條ノ二 組合員ハ議員候補者ヲ推薦セントスルトキハ選舉ノ期日ノ公示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前三日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出ハ組合員十人以上ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス届出ノ取消ニ付亦同ジ

第二十二條ノ三 前條第一項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者ノ推薦届出ノ取消アリタルトキハ前條ノ例ニ依リ選舉ノ期日ノ前日迄ニ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

前條ノ届出若ハ届出ノ取消アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ理事ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スベシ

第二十四條 議員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フヲ例トス

投票ハ無記名トシ一人一票ニ限ル

第二十四條ノ二 第二十二條ノ二及第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數(選舉區ヲ設ケタル場合ニ在リテハ各選舉區ヨリ選舉スベキ議員ノ定數)ヲ超エザルトキハ投票ハ之ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ理事ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ三日以内ニ選舉會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當籤者ト定ムベシ

第六十一條第四項ヲ削ル

第六十三條第四項ヲ削ル

第八十一條ノ二中「別記様式」ヲ「様式第三號」ニ改ム
第八十六條中「第十條」ノ下ニ「第十四條ノ二」ヲ加フ
第九十八條中「第十一條乃至第十六條」ヲ「第十一條乃至第十三條ノ二、第十三條ノ六、第十四條乃至第十六條」ニ改メ同條中「第五條」及「第五條」ヲ削ル

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(面 表)

受 診 證	第 號	氏被 名保 住險 所者		氏 名	<p>一、この證は醫師や醫科醫師やその他に受診する 二、受診するときはこの證を醫師や齒科醫師や 三、同一組合に見せなければなりませぬ 四、傷病にかかるといふは、お聞き下さい 五、この組合に返して下さい</p> <p>（折疊）</p> <p>昭和 年 月 日交付</p>
	資格取得年月日	生 年 月	住 所	年 月 日	

昭和 年 月 日

國民健康保險組合又ハ
國民健康保險組合ノ事
業ヲ行フ法人ノ名稱
印

(面 裏)

給 付 記 録						
傷 病 名	開 始 日	認 印	終 了 日	終 了 事 由	認 印	備 考

（注意）
本組合の療養の給付支給期間は同一の傷病及之に因り發したる疾病に付ケ月迄とす

樣式第二號

備考

- 一 本票ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B6トシ中央點綴ノ所ヨリニツ折ト捺スベシ
- 二 「給付記録」欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ
- イ 「開始日」欄ニハ最初ニ診療ニ當リタル保險醫ニ於テ記入シテ「認印」欄ニ捺印シ「終了日」欄及「終了事由」欄ニハ最後ニ診療ニ當リタル保險醫ニ於テ記入シテ「認印」欄ニ捺印スベシ
- ロ 「終了事由」欄ニハ治療期間満了、死亡等ノ別ヲ記載スベシ

- ハ 「傷病名」ヲ變更シタルトキハ其ノ保險醫ニ於テ其ノ傷病名及變更年月日ヲ「備考」欄ニ記入シ捺印スベシ
- ニ 療養費支給ノ場合ハ當該國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ於テ必要事項ヲ朱記シ「備考」欄ニ療養費ト附記スベシ
- 三 療養費ノ給付支給期間ニ限度ヲ設ケザル國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ在リテハ本様式ノ「裏面」ノ事項ヲ省キ「表面」ノ「注意事項」ヲ裏面ト爲スベシ

〔參照〕

昭和十三年六月二日厚生省令第十號國民健康保險法施行規則抄錄

第五條 組合設立ノ際ニ於テ定ムベキ組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ハ發起人之ヲ定メ組合設立ノ認可申請ト同時ニ認可申請ヲ爲スベシ

第八條 組合設立ノ認可アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク組合會ヲ召集シ組合設立ノ經過、初年度ノ收入支出ノ豫算及被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍其ノ他重要ナル事項ヲ報告スベシ

第十一條 國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依ル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ範圍ニハ被保險者ノ通常利用シ得ベキ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ包含スルコトヲ要ス

第十二條 組合ハ特別ノ事由ナキ限り國民健康保險法第四十六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル範圍内ノ總テノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲシテ被保險者ニ對スル診療又ハ藥劑ノ支給ニ當ラシメ且被保險者ヲシテ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ選定ヲ自由ナラシムベシ

第十三條 組合被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ定メタルトキ

處方箋

患者 (氏名)	(年齢)	保險健康ヲ 健康事業稱 國民事名 健康ノノ 民ハ合人 國又組法 屬合險フ 所組保行	分量	
			藥名	
用法			用量	
使用期間	開始了 昭和 昭和	年月日	處方年月日	昭和 年 月 日
醫師 姓名 保氏	診療所所在地 診所、ハ住 所、ハ保 險、ハ醫 師ノ在			

國民健康保險用

ハ之ヲ公示スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ
前項ノ規定ハ診療又ハ藥劑ノ支給以外ノ給付ノ支
給ニ當ル者ニ付之ヲ準用ス

第十五條 組合ハ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支
給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ療養ノ
給付ニ關シ帳簿書類ヲ閲覧シ、説明ヲ求メ又ハ報
告ヲ徴スルコトヲ得

第二十四條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行
フ
投票ハ一人一票ニ限ル

第六十一條第四項

合併ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者ニ對シ診療
又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師
ノ範圍ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ
定メ合併ノ認可申請ト同時ニ認可申請ヲ爲スベシ

第六十三條第四項

分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者ニ對シ診療
又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス醫師、齒科醫師又ハ藥劑師
ノ範圍ハ其ノ組合ノ組合員タルベキ者ニ於テ選出
シタル者之ヲ定メ分割ノ認可申請ト同時ニ認可申
請ヲ爲スベシ

國民健康保險法施行規則第十三條之三
の保險醫が診療を爲すに付必要なる事
項の告示

國民健康保險法施行規則第十三條之三の保險醫が診
療を爲すに付必要なる事項は昭和十八年三月二十三日
付官報を以て告示され、昭和十八年四月一日より施行
せらるゝこととなつた。

國民健康保險法施行規則第十三條
ノ三ノ保險醫が診療ヲ爲スニ付必
要ナル事項（昭和十八年三月二十三日
厚生省告示第百八號）

第一 保險醫ハ國民健康保險法及國民健康保險組合
ノ規約（國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ在リ
テハ國民健康保險規程）ニ依ルノ外健康保險保險
醫療養擔當規程第三章診療方針（第六條一診察中
イヲ除ク）又ハ健康保險保險齒科醫療養擔當規程
第三章診療方針（第六條五補綴中イ及同條七ヲ除
ク）ニ依リ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ爲ス
ベシ

第二 國民健康保險ノ診療ニ關シ醫師タル保險醫ハ日
本醫師會及道府縣醫師會、齒科醫タル保險醫ハ日本
齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ノ指導ヲ受クベシ

大學學部等の在學年限又は修業年限の
臨時短縮に關する件中改正の件公布

昭和十六年勅令第九百二十四號大學學部等の在學年
限又は修業年限の臨時短縮に關する件中改正の件は昭
和十八年三月八日付官報を以て左の如く公布せられ
た。

昭和十六年勅令第九百二十四號大
學學部等ノ在學年限又ハ修業年限
ノ臨時短縮ニ關スル件中改正ノ件

（昭和十八年三月六日
勅令第百十一號）

昭和十六年勅令第九百二十四號中左ノ道改正ス

第一條第一項中「第十三條第一項若ハ第十六條、高等
學校令第七條第一項、專門學校令第六條若ハ第八條第
二項又ハ實業學校令第二條ノ二第二項」ヲ「若ハ第十六
條、師範教育令第十四條又ハ專門學校令第六條若ハ第
八條第三項」ニ、「大學豫科、高等學校高等科、專門學
校若ハ實業專門學校」ヲ「高等師範學校、女子高等師範
學校若ハ專門學校」ニ改メ「當分ノ内」ヲ削ル
同條第二項ヲ削ル

同條第三項中「前二項中大學令、高等學校令、專門學校
令又ハ實業學校令」ヲ「前項申大學令又ハ專門學校令」
ニ改ム
附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大學學部ノ在學年限ニ關シテハ昭和十七年四
月以前ニ入學シ引續キ在學スル學生ニ付、高等師範
學校、女子高等師範學校又ハ專門學校ノ修業年限ニ
關シテハ昭和二十一年四月以前ニ入學シ引續キ在學
スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學豫科又ハ高等學校高等科ニ在學
スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一條ノ改正
規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

〔參照〕

昭和十六年十月十六日勅令第九百二十四號抄錄

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項
若ハ第十六條、高等學校令第七條第一項、專門學
校令第六條若ハ第八條第二項又ハ實業學校令第二
條ノ二第二項ノ規定ニ依ル大學學部ノ在學年限又
ハ大學豫科、高等學校高等科、專門學校若ハ實業

專門學校ノ修業年限ハ當分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大學豫科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大學令第十三條第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス
前二項中大學令、高等學校令、專門學校令又ハ實業學校令トアルハ夫々朝鮮教育令及臺灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

南方人文研究所官制の公布

南方人文研究所官制は昭和十八年三月十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

南方人文研究所官制 (昭和十八年三月十五日勅令第百二十四號)

- 第一條 臺北帝國大學ニ南方人文研究所ヲ附置ス
- 第二條 南方人文研究所ハ南方諸地域ニ於ケル政治、經濟及文化ニ關スル研究ヲ掌ル
- 第三條 南方人文研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長
所員
助手
書記
- 第四條 所長ハ臺北帝國大學教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス
所長ハ臺北帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ南方人文研究所ノ事務ヲ掌理ス
- 第五條 所員ハ臺北帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス
第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス
第八條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ事務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ
臺北帝國大學ノ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南方資源科學研究所官制の公布

南方資源科學研究所官制は昭和十八年三月十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

南方資源科學研究所官制 (昭和十八年三月十五日勅令第百二十五號)

- 第一條 臺北帝國大學ニ南方資源科學研究所ヲ附置ス
- 第二條 南方資源科學研究所ハ南方諸地域ニ於ケル天然資源ニ關スル科學上ノ調査研究ヲ掌ル
- 第三條 南方資源科學研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長
所員
助手
書記
技手
- 第四條 所長ハ臺北帝國大學教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス

所長ハ臺北帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ南方資源科學研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ臺北帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス
所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス
第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス
第八條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
第九條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ事務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ
臺北帝國大學ノ定員外トス
第十條 臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ南方資源科學研究所ノ實驗所ヲ置クコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農林省の農林水産業調査規則に依る昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表

戦時下農林統計の使命の愈々重大性を累加せる事情に即應し、農林省に於いては昭和十五年を以つて農會法による舊來の農事統計を廢止し、昭和十六年より毎年八月一日及び二月一日の二回に亘り昭和十五年末公布の農林水産業調査規則による基本調査(夏期調査及び冬期調査)を實施することとなつたが、その第一回調査たる昭和十六年八月一日現在の基本調査結果中特

に農業者に関する部分は今回『事變下我が國農家の概観』と題して發表せらるゝに到つた。その内容の大意を紹介すれば以下の如くである。(尚、右調査結果中、耕地、稻作等については農林統計月報昭和十七年八月號「耕地」に於いて發表されてゐる。)

一、新調査方法

從來の農事統計は農家個々について申告調査を行つて得たものではなく、所謂表式調査の域を出ないもので、其の信頼度にも兎角の批評があり、各調査項目も個々遊離して平面的に數へ上げられてゐたものであつたが、今回の基本調査は農林水産業調査規則に依る諸調査の中の基幹を爲すもので、その特徴とするところは、調査客體(農業)については(農業者)毎個に就き一定の調査票を用ひて全國一齊に申告を徴し、この調査票を市町村役場をして集計せしめて農林省の定めた統計表を作成せしめ、之を道府縣廳を通じて農林省へ送付せしめると云ふ方法を探つてゐる所に在る。

更に今回の夏期基本調査が我國農家の把握に當つて採擇した態度を見ると、

第一に、農家の定義を「世帯中、農業を営むものある世帯」とし、農林統計の客體を個人とせず世帯としてゐる。尤も從來の農事統計も此の點に關しては趣旨に於て何等異なる所はない。たゞ今回の調査に於ては右の農家に加ふるに會社、組合、試験場等に於て農事を行ひ其の生産物を常に販賣に供する如きものも之を准農家として調査に加へた點が農事統計と異なる。(以下農家及准農家を農業者と呼んでゐる。)

第二に、農業を専業、兼業とに分けた所も從來と變

りはないが、兼業を農業を主とするものと従とするものに分け、また専業及び第一種兼業を農家の業態別(耕種、養蠶、養畜等)に分類してゐる。

第三に、自作、小作の定義及び範圍を定め、新たに「貸付耕地一町歩以上を所有する農家」及び「土地を耕作せざる農家」の項を設定し、自作別農家戸數については専業・兼業別に之を明らかにしてゐる。

第四に、兼業農家に付き、農家以外の産業との結びつきや、乃至は賃労働者として如何なる産業に依存するか等の實情を分析してゐる。

第五に、農家の經營規模別經營耕地總面積も、之を更に自作別に集計するのみならず、規模別農家の専業・兼業別にも分析してをり、更に又、規模別に定雇數、大家畜數、動力耕耘機臺數を集計して經營の内部組織を窺つてゐる。

第六に、専業及び第一種兼業農家を過去一ヶ年の現金収入の多寡により分類してゐる等、極めて精細をつくしたものである。

尚、嘗て昭和十三年九月一日に行はれた農家一齊調査の結果は『我が國農家の統計的分析』となつて既に公表されてゐるが、今回の夏期基本調査はこの一齊調査の經驗に照して多少の變更を加へた所もあり、大體は之に近いものである。(以下記述には右の農家一齊調査との比較對照が多い。)

農家一齊調査は支那事變發生後一年を経過した時の調査であり、其の後今回の夏期基本調査迄三年を経過してゐるが、事變下三年の間に我國の農家が量的質的に如何に變つたかをも、或程度之に依つて窺ふことが出来るわけである。

四〇

一、總農家數

今回の調査による農業者(農家及び准農家)の全國的集計結果は次の如くであるが、

專業兼業別農業者數

農業者		農家	
數	實數	數	割合
總數	五,五〇七,七六二	五,四九八,八六六	100.0%
專業	二,三〇〇,〇六六	二,三〇〇,〇〇一	四九.九
兼業	三,二〇七,六九六	三,一九四,九六五	五〇.一
總數	二,〇四一,三三五	二,〇四〇,〇三三	三七.一
第一種兼業	九三三,〇三六	九三二,八二四	
第二種兼業	一一〇八,二八九	一一〇八,二〇九	
總數	一,六三三,〇〇一	一,六三二,八二三	三〇.〇
從として農業以外の産業を営むもの	五,四三三,六	四九八,七五二	
從として農業を営むもの	六,九四〇,八五	六,九六六,〇〇〇	

一、農業者とは農家及准農家を謂ひ、農家とは世帯員中農業を営むものある世帯を謂ひ、准農家とは組合、會社、學校、試験場にして農業を営み其の生産物を常に販賣に供するものを謂ふ。

農業を営むとは土地を耕作すると否とを問はず耕種、養蠶、養畜(養禽、養蜂を含む)の一又は二以上を業とすることを謂ふ。

二、專業農家とは農家の世帯員中に農業以外の業に従事する

のなき世帯を調ふ。

三、兼業農家は農家の世帯員中に農業以外の業に従事する者ある世帯を調ふ。

四、賃労働者たるものとは農業、林業、工業等の事業種の作業及雑役に従事するもの、その他組合、商社、官廳等の雑役に従事するもの又は他人の家事等に賃金を得て従事するものある世帯を調ふ。

五、職員たるものとは各種事業、組合、商社、官廳等に於て事務又は技術に従事するものある世帯を調ふ。

今回の調査に於ては土地を耕作せざるものでも、養蠶、養畜等を生業として営む者は農家と見なしたので、該農家を差引くと昭和十六年農家總數は五、四七四、六九七戸となり、昭和十三年の一齊調査の五、四四〇、九九八戸に比較し三三、六九九戸の増加となつてゐる。

昭和十六年の農家數(土地を耕作する)は昭和十五年國勢調査による全世帯(一四、三四二、二八二世帯)の三八・一七%を占めることになり、農家が四割強を割つた。次表の如き最近の農事統計の結果と符合してゐる。なほ全世帯は年々増加してゐるから、昭和十六年の全世帯(八月一日現在)が判明すれば一層小なる割合となるわけである。

農家數の總戸數に對する割合

昭和九年	四四・三八%
〃 十年	四三・二四%
〃 十一年	四三・一二%
〃 十二年	四二・一四%
〃 十三年	四一・一七%
〃 十四年	四〇・四〇%
〃 十五年	三九・八八%

(備考) 農事統計による。

事變下に農家が増大した事は、農業資材の配給を受ける關係からも説明せられ、また従來農業から離脱の過程にあつたもので食糧自足の爲に農家に戻る者、乃至は地主で飯米の爲に手作りをする者などが増加してきた等の事情からも一應は説明せられようが、併し三萬といふ數は五百五十萬に對しては〇・五%にすぎず、これだけの變化では、調査時期社會的條件に開きのある場合、増減を云々する事は尙早で、まづ農家戸數は平衡状態にあるといふべきであらう。

三、專業兼業別農家數

耕種、養蠶、養畜の一又は二以上からの収入のみによつて生計をたててゐるのが專業農家であるが、我國の如き零細な家族勞作經營に於ては、何等か他の産業を兼ねるか、賃労働による収入により家計を補充せざるを得ない兼業農家が多い。

今回の調査結果を、準農家を除き、農家について昭和十三年と比較して見ると次表の如くで、專業農家の減少、第二種兼業農家の減少及び第一種兼業農家の激増となつて現はれてゐる。

專業兼業別農家戸數比較

昭和十三年		昭和十六年	
總農家 五、四四〇、九九八		總農家 五、四七四、六九七	
專業農家 三、四四四、四七四		專業農家 三、二九六、三三三	
兼業農家		兼業農家	
總數	二、九九六、五二四	總數	三、一七八、四六六
第一種	一、六五四、七七〇	第一種	一、〇三五、二六六
第二種	一、三四一、七五四	第二種	二、一四三、二〇〇

戦時下に於て兼業農家がふえてゐるだらう事は豫想された處であるが、第一種兼業の増加の一因には集計上の特殊の理由によるものもあることを注意せねばならぬ。即ち今回の基本要綱では「出稼、女中奉公、女工、職工等にして調査當時世帯に現存せざるも一戸を構へざる限り農家の世帯員とする事になつたので、この種の農家には、従來專業農家とされてゐながら今回の調査では兼業殊に第一種兼業として集計されるに到つた場合が多い」と想像されるからである。蓋し今回の調査に於いては、自宅から職工として或は女工として通勤する場合も、他の市町村に向向いて寄宿舎又は下宿生活をしながら働いて仕送りをする場合も、農業經濟の収入源といふ點からは、距離を無視すれば同一範疇に入れるべきであるといふ立前をとつたからで、兼業農家の定義がこの様に擴張されたため兩年度を比較する事は實は意味をなさないといつてよい。

第二種兼業農家の減少は、經營耕地五反未満農家の減少と符合するものであり、農業からの離脱が行はれてゐる事を示すものと云へよう。
更に之を地域的に見ると、東京、大阪では第一種に匹敵して第二種が多い。大都市近郊に於て農業を従とする農家が多いのは農村勞力の大なる需要者としての大都市を控へてゐる爲であるが、昭和十三年に比較して増減の傾向は明らかでない。即ち東京と大阪では逆となつてゐる。

東京・大阪の兼業農家

昭和十三年		昭和十六年		増減(△は)
東京	三、二六二	東京	一、八一四	四、八三三
大阪	三、八五六	大阪	三、五二一	三、四三五

第二種 東京 一五八五五 一五〇八八 △ 七七七
大阪 三三〇二六 二〇八〇〇 七九四

又、專業農家の少ない「北陸區」「東山區」及び「四國區」では第一種兼業が壓倒的に多い。

四、農業業態別農業者

農家の営む農業の種類は耕種、養蠶、養畜の何れか一つを営むもの及び兩者或は三者を組合せて営む者等で、その定義は次の如くなつてゐる。

「耕種」とは作物を栽培して生計を営む事を謂ひ、温室、温床栽培も之に加へられる。

「養蠶」とは桑を栽培し又は栽培せずして家蠶を飼育して生計を営む事をいひ、

「養畜」とは飼料作物を栽培し又は栽培せずして家畜、家禽(愛玩用鳥獸類を含まず)又は蜜蜂を飼育する事に依り生計を営む事をいふ。

全國的集計結果を掲ぐれば次表の如くである。

農業業態別農業者

總數	農家		準農家	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	一、八三、二二〇	五、五二	一、四四、七六八	八、九六六
養蠶ノミヲ營ム	一、一六、〇〇〇	〇、七	一、一三	〇、八
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	二、七、五五三	二、三五	一、八八	一、三
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	三、四、三三二	一、四九	六、六六	四、三
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	二、〇〇、〇〇〇	八、七	一、八一	一、一
其ノ他	四、五、七〇四	二、〇	五、〇三	一、一

第一種兼業農家

總數	從トシテ他ノ産業ヲ營ムモノ		從トシテ賃労働者職員タルモノ	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	四三、八六五	四、五	五、六、六六	五、五
養蠶ノミヲ營ム	八、八二五	〇、九	九、八六一	〇、九
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	三、二五五	三、七	三、三、四四	三、九
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	一、五、七三三	一、六	一、七、七五	二、四
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	二、〇、五五二	二、三	八、七、七三	七、九
其ノ他	四、二、五五	四、四	五、〇、八三	四、六
總數	一、二、二二二	一、〇〇	一、二、二二二	一、〇〇

第一種兼業準農家

總數	從トシテ他ノ産業ヲ營ムモノ		從トシテ賃労働者職員タルモノ	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	六、六三	五、四、七	一、一	一、一
養蠶ノミヲ營ム	九〇	七、四	一、〇、九	一、〇、九
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	一、三三二	一、〇、九	一、〇、九	一、〇、九
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	六、一	五、〇	二、〇、七	二、〇、七
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	二、五二	二、〇、七	二、〇、七	二、〇、七
其ノ他	二、五二	二、〇、七	二、〇、七	二、〇、七

(備考) 第一種兼業農業者の業態別調査は行はれなかつた。

先づ專業農家につきその業態を見ると、「耕種のみを営むもの」は五・一・三%を占め、「耕種と養蠶の兩者を営むもの」は二・二・五%で之に次ぎ、「耕種と養畜の兩者を営むもの」は一・四・九%となつて居り、三者を多角的に經營する農家は八・七%と比較的に少い。

次に專業準農家を見るに、八九・六%と壓倒的に耕種のみを営んでゐる。之は準農家が會社、組合、試験場、學校等から成立つてゐる事から當然考へられる事であり、「耕種と養畜の兩者を営むもの」が之に次いで

ゐる事は準農家の資本の有構的構成が高いと想像される點から理解出来る。

次に第一種兼業を見るに、「從として賃労働者職員たるもの」に於いてはその農業業態の比率は專業農家のそれと類似してゐるが、「從として他の産業を営む」農家では「耕種のみを営むもの」の比率が著しく低くなつてゐる。從つて耕種と養蠶・養畜の兩者或は三者を営むものの比例が多少高くなつてをり、該兼業農家の經營が多角化してゐる事を示してゐる。

尚、右調査結果を昭和十三年と比較して見ると次表の如くである。

業態別本業農家數比較 (專業及第一種兼業農家)

總數	昭和十三年		昭和十六年	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	三、四、四四一	三、五、九一七	三、五、七〇	三、五、七〇
養蠶ノミヲ營ム	一、一、二二	〇、三	一、一、二二	〇、三
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	一、〇、八、六九九	一、二、六	一、〇、八、六九九	一、二、六
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	五、七、三三三	二、七	五、八、八八九	二、九
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	二、三、七九九	八、八	二、六、八八八	九、二
其ノ他	七、七三三	〇、三	二、八、二二	一、七

右は本業農家についての比較であるが、「耕種と養蠶の兩者を営むもの」のみ大きく減少し、他の業態は何れも増加してゐる。尚、「養蠶のみを営むもの」が急増してゐるが、之は十三年の一齊調査には「土地を耕作せざるもの」は全然調査されて居ないのに對し十六年調査に於ては之も含めることとなつた爲もあり、この爲の増加を考慮に入れれば「養蠶のみを営むもの」がふえたとは必ずしも斷言出来ない。たゞ「耕種がふえ

て「耕種・養蠶」がへつた事だけは結論出来るわけである。

五、自小作別農家及準農家

今回の調査に於ける自小作別集計には特に次の三點に注意せねばならぬ。

第一に從來は自作・自作兼小作・小作の三者に分けてゐたが、今回からは、「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」の項目を設けてゐる。(その大部分は地主自作と看做しても大過あるまい。)

蓋し多くの土地を小作させて自らは僅かに數反の耕作しかやらぬ地主兼自作農を五反百姓と同列において農家の經濟的把握は出来ないといふ趣旨からである。この範疇に入るのは一町歩以上を貸付け自作する田畑からの生産物を販賣する場合であり、その農業からの現金収入が小作料収入その他に比して第一位にあるものを第一種兼業とし、それが第二位以下ならば第二種兼業となる。

第二には、自作農・小作農・自小作農の區分を明瞭にした點を擧げ得る。即ち

「自作」とは經營耕地の九割以上を自己が所有する農家とし、

「自作兼小作」とはその耕作する耕地の五割以上九割未満を所有する農家とし、

「小作兼自作」とはその耕作する耕地の一割以上五割未満を所有する農家とし、

「小作農」とはその耕作する耕地の一割以下を所有する農家としてゐる。

今回は自小作の範圍が廣くなつてゐるので、之も一

齊調査と比較する事は出来ぬ。例へば從來は小作農家を自己の所有耕地なきものと規定してゐたのであるが、今回はその所有が一割以下のものは小作農家となるから、數字の増加をもつて直ちに從來の小作農家がふえたとは云へないことになる。

第三には「土地を耕作せざる農家及準農家」なる項目を新たに設けた點で、是は家畜・家禽・蜜蜂・家蠶等の飼養又は温室の經營等を業とするもので、土地の耕作をなさざるものであるから所謂自作小作の範疇外に屬する。

自小作別農業者數

種別	農家	
	第一種兼業	第二種兼業
總數	1,100,000	1,100,000
専業	1,100,000	1,100,000

貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ

種別	第一種兼業	第二種兼業
自作	57,864	5,645
自作兼小作	29,551	3,021
小作兼自作	52,277	15,173
小作	55,551	4,577

土地ヲ耕作セザル農家及準農家
76,510 4,577 11,153

總數 5,946,826 100% 3,599,561 100%

種別	農家	準農家
自作	1,100,000	1,100,000
自作兼小作	1,100,000	1,100,000
小作	1,100,000	1,100,000
小作兼自作	1,100,000	1,100,000
總數	1,100,000	1,100,000

總數を農家について見ると、自小作の範圍が擴がつたので、「自作兼小作」「小作兼自作」を併せて四割となつてゐる。「貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ」は一六・六萬戸、總農家戸數に對して三%である。

準農家は小作するものが壓倒的に多い、之は組合、試験場、學校等の性質上耕地のものが多く爲と思考せられる。

次に専業兼業別について見ると、専業では自作及び自作兼小作の割合が五三・一%と高く、小作は二四・三%と低い、之は農業を従とする第二種兼業に於いて小作の割合が三八・四%と高いのと關聯して當然考へられる事である。

尚、府縣別に之を見ると、自作農家の多い府縣は沖繩(六三・一%)、長崎(三九・七%)、和歌山(三八・五%)、

鹿兒島(三七・二%)、山口(三七・〇%)、廣島(三六・五%)、徳島(三六・三%)、三重(三五・七%)、岩手(三五・五%)、の順となつてをり、地域的には近畿中國・四國及び九州地區に比較的自作農が多い。反之、關東地區及び東北地區(岩手を除く)は自作農家が少い。即ち東日本では自作農家が少く、西日本に多いといへる。

又、自作農家の少ない府縣は香川(一六・〇%)、山形(一六・四%)、秋田(一六・八%)、宮城(一八・一%)、鳥取(一八・三%)、茨城(一八・九%)、埼玉(一九・四%)、新潟(一九・九%)等である。

但し自作農家の割合を問題にする場合に注意せねばならぬ點は自作農家に二つの範疇を考へねばならぬ事で、即ち一は皇國農村の中核體として維持、創出すべき自作農創設の對象となるべき自作農であり、他は自作農とは云へ名ばかりの零細耕地を手作りするにすぎないものである。次表は自作農家の多き府縣が經營耕地五反未満の農家も亦大なる事を示してゐる。

自作農家多き府縣

府縣	自作農家率	耕地五反未満の農家率
沖繩	六三・一%	五五・四%
長崎	三九・七%	四四・二%
和歌山	三八・五%	四八・四%
鹿兒島	三七・二%	四四・二%
山口	三七・〇%	三四・九%
廣島	三六・五%	四九・八%
徳島	三六・三%	四五・一%
三重	三五・七%	三七・二%

四岩 手 三五・五 二三・九

全國平均 二八・一 三三・三

六、兼業の種類に依り分ちたる兼業農家

兼業農家が著しく増加の傾向にある事は先に見た處であるが、今回の調査はその實態を兼業の種類及び程度によつて明らかにしようとしてゐる。その程度については第一種、第二種兼業の區別をつけ、種類としては「農業以外の産業を自營するもの」と「賃労働するもの」との二大範疇に區分してゐる。(尚、農業以外の産業としては九種目と並びに「小作料其の他財産収入」を區別し、賃労働としては十二種目を掲げ、その外に職員勤務を區別してゐる。)

農家(即ち準農家を除く)兼業の全國的集計結果を掲ぐれば次表の如くである。

專業兼業別農家

總數	數	五、四九八、八二六	一〇〇%
專業	二、三〇三、九〇一	四一・八九	
第一種兼業	九三一、八一四	一六・九四	
第二種兼業	一、一〇八、二八九	二〇・一五	
兼業	四九八、七九二	九・〇七	
兼業	六五六、〇三〇	一一・九三	

第一種兼業農家の内、「従として他の産業を営むもの」は九三萬戸で總農家の一七%を占め、「従として賃労働者、職員たるもの」は百一十一萬戸で總農家の二〇%である。第二種兼業のそれは前者が九%、後者が一二%となつてゐる。即ち何れの兼業に於ても賃労働者職員たるものの兼業の方が、他の産業を営むものより大である。

更に農家が農業の傍らに副業として行ふ産業を見ると次表の如くで、

農業以外の産業を自營する兼業農家

總數	第一種兼業農家數	第二種兼業農家數
九三、二八四	一〇〇	四、七九三
九八	一五、〇二一	三、〇
一九、四二八	三、一	四、五、五二
三、三、九〇	二、四	五、五、五八
六、七、八、三六	七、三	八、八、〇、九
一、五、一、三〇	一、六	四、八、五、五
一、〇、五、八、五九	二、四	九、〇、三、二
一、三、二、七〇	一、四、三	一、三、五、四四
三、九、六、〇〇	四、三	一、九、六、七、七
一、〇、五、五、八	二、八	四、六、三、三
一、五、〇、六、八	一、六、二	四、九、三、四

右によると、「木炭製造業」が非常に多い。逆に農業を副業として居る者で「木炭製造業」を主として居るものははるかに少い、即ち前者の一九・六萬に對し後者は四・六萬を占むるに過ぎない。農業を副業とする者に於ては商業を主とするものが一三・三萬で最も高く、

漁撈業を主とするものも八・九萬で商業工業に次いで大となつてゐる。なほ「工業」には農家にして物の製造・加工・淨洗・選別・包装又は修理を業として営むものを計上し、原料たる農産物、水産物を主として購入して製造又は加工を行ふものを含んでゐる。

「小作料其の他財産収入」の項では農家にして、毎年一定額のの小作料又は利子、配當・家賃等の収入をあげてゐるものを計上する。「地主自作」の範疇の農家の大部分はこゝに含まれてゐるわけであるが、第二種兼業が案外に少い。「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」は一六・六萬戸であるが、こゝでの合計は一五・六萬戸となり、ほど匹敵した數字となつてゐる。

次に、賃労働に従事する兼業農家を見ると次表の如く、農家一齊調査では一括して雇傭労働として取扱つてゐたものが十二種に分けられ、實態分析の可能な統計となつた。

賃労働兼業農家	第一種兼業農家		第二種兼業農家	
	戸数	%	戸数	%
農業日傭季節傭	101,926	10.5	38,476	7.3
農業定傭	18,786	1.9	7,498	1.4
林業賃労働	18,558	2.3	5,277	9.9
漁業賃労働	26,755	2.8	3,003	5.8
鑛業賃労働	33,779	3.6	2,814	5.4
大工業賃労働	126,833	13.2	6,433	12.5
中小工業賃労働	122,933	12.7	5,964	11.3
總數	668,377	100%	533,377	100%

業報

商業賃労働	32,276	3.3	19,300	3.6
交通業賃労働	5,533	0.6	3,636	6.8
人夫日傭	15,441	1.7	8,135	15.3
家事労働	3,233	0.3	1,371	2.6
其ノ他ノ賃労働	15,031	1.6	10,121	19.3

農業日傭・季節傭を兼業として出してゐる農家(世帯)は一四萬戸、常傭の方は三萬戸で意外に少ない。一方、規模別に見た農家の雇傭せる常傭は一六萬人となつて居り、大きな開きがあるが、之は農家にして常傭を世帯員中から出してゐても他の兼業(例へば炭焼き)からの収入が多い場合には常傭を兼ねる者に數へられぬ點、及び一世帯から二人以上の常傭を出す場合もありうる點を注意せねばならぬ。

之は兼業の他の種類についても同様に注意を要する點で、その實數から直ちに職工農家が少いとも云へないわけである。

次に工業賃労働を第一種兼業とする所謂職工農家を見る。滿洲事變を契機として飛躍せる我國の工業は、その労働力を主として農村に求め、農村も亦それに應ずる人的餘剰を持つてゐるが、日支事變以降、農村過剩人口の大都市産業への送出にも一應の限界がきた爲、資本工業自らの農村への進出といふ形で、農村労働力の利用が行はれつゝあるといへよう。工業の地方分散がそれであり、その周囲の農村は若き青年男女を工場に送り、自らは老幼婦女の手によつて粗放なる農業を僅かに営むといふ現象は各地で見られる處である。かくて工業賃労働を主とし又は従とする兼業農家が增加したが、併し如何なる程度で増加しつゝありやは他に比較する材料がない。

こゝで大工業とは職工百人以上を使用する工場を云ひ、家内工業的なものと區別してゐるが、養蠶縣では製絲工場等が大工業の大部分を占める場合もある。この所謂「職工農家」の府縣別集計は以下の如くで、

府縣	第一種兼業 (賃労働)		第二種兼業 (賃労働)	
	大工業賃労働	中小工業賃労働	大工業賃労働	中小工業賃労働
全 國	13.2%	21.7%	13.5%	11.2%
1 北海道	1.9	2.5	3.1	3.7
2 青 森	4.5	4.8	5.9	6.0
3 岩 手	4.3	5.0	5.5	7.5
4 宮 城	4.6	3.7	4.1	4.8
5 秋 田	4.0	3.3	4.0	5.2
6 山 形	4.8	6.3	5.2	5.4
7 福 島	13.2	11.2	11.5	9.8
8 茨 城	13.2	8.7	10.9	9.3
9 栃 木	8.0	11.5	8.4	11.0
10 群 馬	29.7	11.1	24.8	13.1
11 埼 玉	23.1	16.1	20.9	17.4
12 千 葉	7.7	9.7	7.4	10.1
13 東 京	22.0	17.5	13.2	12.1
14 神 奈 川	25.1	11.0	27.7	11.7
15 新 潟	14.2	12.9	15.2	1.1
16 富 山	16.8	8.2	16.2	8.5
17 石 川	13.3	19.2	13.0	15.7

18	福井	九八	三六九	一〇〇	三三五
19	山梨	一三八	三三三	六五	一七七
20	長野	一六〇	三三一	一一七	一一一
21	岐阜	一五五	一一三	一一三	一五五
22	静岡	一三六	一五七	一一八	一五六
23	愛知	二二〇	一五五	二〇三	一四二
24	三重	一一七	九五	七五	九六
25	滋賀	九七	一四〇	一〇八	一四四
26	京都	一四五	一八三	一九一	一〇一
27	大阪	一五三	二一九	一六八	一七〇
28	兵庫	一一八	一六七	一七四	一七〇
29	奈良	六九	一〇九	四五	七一
30	和歌山	三六	七九	三九	七五
31	鳥取	六五	八二	五九	一〇一
32	島根	七五	七〇	七四	九六
33	岡山	八六	一四八	一一一	一五四
34	広島	一五五	一四七	三〇五	一四二
35	山口	一四〇	七二	一六五	七八
36	徳島	五二	九〇	五五	一〇九
37	香川	八六	一七一	八一	一七一
38	愛媛	八八	九三	一〇五	一〇七
39	高知	五〇	五二	五〇	九一
40	福岡	一六〇	九三	一七五	九二
41	佐賀	九九	一三一	一一一	一五一
42	長野	一三七	六六	二六一	七七
43	熊本	九五	七〇	二六二	九八
44	大分	七九	九〇	六九	八七
45	宮崎	一四六	四三	一二七	五九

46 鹿兒島 七六・ 一・二五 六二 一〇五
 47 沖繩 一三九・ 八・八 三三 五〇
 之を概観するに新興軍需地帯たる群馬・神奈川・愛知・埼玉等が上位を占め、東京・福岡・大阪等が之に續いてゐる點からも軍需工場が「大工業」の大きな部分を占めてゐる事が推察される。

「中小工業」では養蠶縣たる福井・山梨が首位を占めてゐる點、第一種、第二種兼業共に同結果を見せてゐる。
 東北は(福島縣を除き)かゝる職工農家が極めて少い。

賃労働たる兼業農家に於て最高の比率を占めてゐるのは「人夫日傭」で、こゝに世帯員中、雇傭せらるゝ事業場の一定せざる賃労働者のある世帯が計上されてゐる。即ち土木工事、鐵道の除雪作業等各種の労働に従事するわけで、兼業の内、農業の日傭たるものは一四萬に對し、人夫日傭は二四・七萬である。

今回の調査では「職員勤務」なる範疇が新設されたが、こゝには世帯員中、官公署、學校、團體、各種事業體の事務又は技術に給料又は俸給を得て従事するものある世帯が計上されてゐる。こゝに含まれる給仕等は従來「賃労働」に入つてゐたものである。第一種兼業で一四萬、第二種で一二・三萬、合計計二六・三萬で兼業總農家數の八二・〇%を占め、かなりの數と云はねばならぬ。

七、經營耕地面積廣狹別農業者

經營規模の大小によつて區別したところの農家は、我國の農業生産の零細性を示すものであるが、特に今

回の調査では規模別に、専業、兼業農業者數、其の農業者に所屬する自小作別耕地、定雇、大家畜、耕耘機數等が集計されて、農業經營の内部構造をうかがふ事が出来る様になつた。

規模別農家數の全國的集計結果は次表の如くで、

經營せる耕地廣狹別構成

(土地を耕作せざる農家を含む)

總農家數

(北海道を除く)

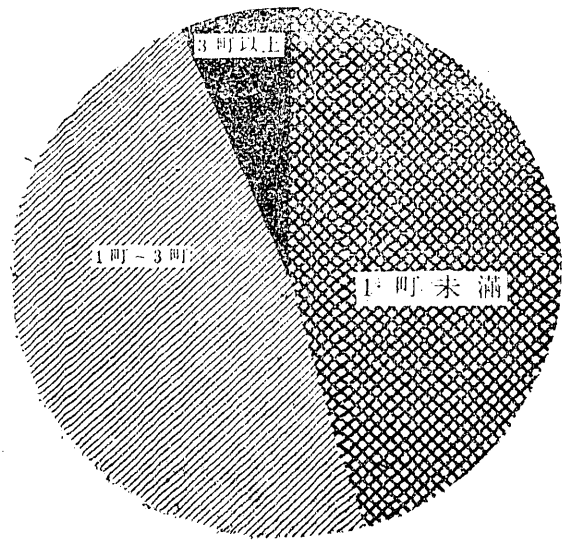
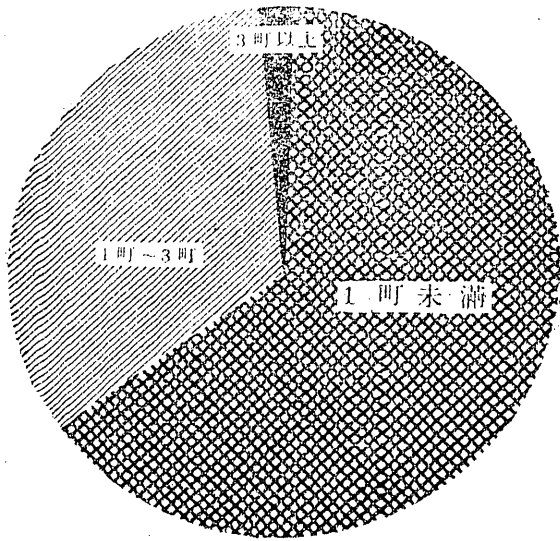
總數	五、三三、四六	一〇〇%	四、九五〇、八五九	一〇〇%
五反未滿	一、八三、三三九	三・四%	四、八三〇	一一・二%
一町未滿	一、六五、一八六	三・〇%	二、三六、一三一	二四・九%
二町未滿	一、四七、七三三	二・七%	二、〇六、九三〇	四二・八%
三町未滿	三、五、二八一	五・九%	七、七、二七八	一五・四%
五町未滿	七、六、六三三	一・五%	二、八、四九九	五・七%
一〇町未滿	六、七、四〇〇	〇・一%	四、三、六三三	九・九%
一〇町以上	三、六	〇・〇%	九、四九九	〇・三%
總數	一、八五、六〇〇	一〇〇%	九、一七、四二七	一〇〇%

北海道農家數

同上各階層によつて經營される面積

五反未滿	三、五〇	一七・三%	八、八五九	一〇
一町未滿	二、四四	一三・七%	九、四九九	一〇
二町未滿	一、五七、〇〇〇	八五・一%	二、四、八三三	二七
三町未滿	一〇、五三三	二二・一%	五、一五、一	五・六
五町未滿	四、八二五	二六・五%	一七〇、八二六	一八・六
一〇町未滿	四、三三三	二三・三%	三、三、〇〇〇	三・五
一〇町以上	一、九七三	一〇・六%	三、〇、七〇〇	三・六

經營せる耕地廣積別構成 (北海道ヲ除ク)



業 報

北海道を除いた全国では一町以下の零細農家が總數の六五%を占めるに對し、一町—三町經營は三三%にすぎない、各階層によつて經營される面積を見ると我國農家の零細性が一層はつきりする。即ち、一町以下の農家でいへば六五%の農家が三六%の耕地を耕してゐる事になる。

北海道は三町以上の經營が五六・四%と過半数を占め、耕地の九〇%を耕してゐるわけで特別扱が必要である。

尙、規模別農家を地域別に比較して見ると次の如くで、

規模別農家の地域的比較

	一町以下	一—三町	三町以上
東北區	四七・二%	四六・八%	六・〇%
關東區	五六・四%	四一・四%	二・二%
近畿區	七七・六%	二二・二%	〇・二%
九州區	六六・七%	三三・一%	一・二%
全國(北海道を除く)	六五・一%	三三・三%	一・六%

中核的經營と目される一—三町農家は東北では三町未満農家とほぼ同數を占めてゐる。關東區、九州區の順で次第に一町以下の零細經營が多くなり、近畿では七八%と壓倒的な率となつてゐる。北海道を除いた全國の平均はほぼ九州と同率である。

更に、規模別農家の増加を見る爲に、「土地を耕作せざる農家」を除外して昭和十三年一齊調査と、比較して見ると次の如くで、

規模別農家の増減

階層	昭和十三年農家調査		昭和十六年新統計		増減割合
	戸數	%	戸數	%	
五段未滿	一、八九九、三五五	一、八三三、二五〇	一、八三三、二五〇	一、八三三、二五〇	△七、九九五
五段—一町	一、六四四、五二五	一、四七六、六八〇	一、四七六、六八〇	一、四七六、六八〇	△一、六六五
一町—二町	一、四六六、一六六	一、四七七、四六三	一、四七七、四六三	一、四七七、四六三	〇・五五
二町—三町	三、八八八、八八八	三、五五七、四三三	三、五五七、四三三	三、五五七、四三三	△三、三一一
三町—五町	一、二七〇、九九九	一、二八四、四一四	一、二八四、四一四	一、二八四、四一四	〇・一三四
五町以上	七、四七七、七七七	七、四七七、七七七	七、四七七、七七七	七、四七七、七七七	△四、七六六

二町—三町經營の農家の増加が八・七%と著しく、次いで五段—一町のところも増加してゐる。一町—二町の中核體といふべき層は増減を示して居らず、それをはさむ兩層が増加してゐる。一方五町以上の大經營の減少が目立つて居り、五段未滿の零細層が減少の傾向にある。五段未滿の減少は同階層の半數を占める第二種兼業農家の農業からの離脱が行はれてゐる爲であらう。然し一方、食糧自足の爲に、地主が手作りを始める場合とか、職工が農業を片手間で始める場合も相當あることを考へねばならない。

尙、地域別に増減の割合を見ると、五段未滿では北海道が一五・四%の減少を示し、東北區一一・九%、北陸區六・二%、東山區四・四%の減少が之に次いでゐる。東北・北海道の減少が著しく西日本では逆に若干増加

(四國區を除き)してゐる。

五段一町では九州區の増加が目立つて居り、北海道・東北區はこゝで多少ふえてゐる。

一町二町では東北・東山・四國區が増加し、近畿・中國・九州が減少してゐる。

二町三町では近畿區のみ減少してゐる。

規模別專業別農業者數 (農家ハ北海道ヲ除ク)

總數	農家專業農家		兼業農家		總數	專業農家		兼業農家	
	戶數	割合	戶數	割合		戶數	割合	戶數	割合
5,311,424	100%	100%	2,123,844	100%	1,990,284	100%	1,100,018	100%	2,519,956
100	100%	100%	100	100%	100	100%	100	100%	100
3,317,6	62.5%	62.5%	7,533	37.8%	4,699	46.4%	1,019,4	40.6%	9,99
1,800,155	33.9%	33.9%	3,445,5	65.1%	5,717,5	57.2%	844,655	77.1%	1,953,3
339	6.4%	6.4%	1,744	8.3%	2,87	2.9%	761	3.0%	752
1,800,155	33.9%	33.9%	3,445,5	65.1%	5,717,5	57.2%	844,655	77.1%	1,953,3
339	6.4%	6.4%	1,744	8.3%	2,87	2.9%	761	3.0%	752
1,800,155	33.9%	33.9%	3,445,5	65.1%	5,717,5	57.2%	844,655	77.1%	1,953,3
339	6.4%	6.4%	1,744	8.3%	2,87	2.9%	761	3.0%	752

專業農家では一―二町經營の農家が三九・一%を占め、五段一町が三〇・三%で之に次ぎ、二町―三町も一〇・一%とかなり高い。即ち專業農家では經營規模において一町―三町の中核的經營が四九・二%を占めてゐる。農業を專業とするにはこの程度の耕地を必要とする事を統計は示してゐる。

第一種兼業では一町―三町農家では三一・七%と少く、一町未満の零細農家が六七%となつてゐる。この傾向は第二種兼業では一層はなほだしい。即ち五段未満が七六%と壓制的に多く、一町以下は九四%で、こゝでは大部分の農家が一町以下の零細規模といふことになる。かゝる農家層より賃労働者の分化が起りうるわけである。

准農家は第二種兼業農家と類似の比率となつて居り、五段未満が七五%である。之は小作の准農家が六八%を占めてゐる事と關聯してゐる。尙、經營規模を三階層にわけて專業、兼業別に農家の割合を見ると次の如くである。

三階層別專業別農業者割合

總數	專業農家		兼業農家		總數	專業農家		兼業農家	
	戶數	割合	戶數	割合		戶數	割合	戶數	割合
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	

三町―五町では東海區・關東區・北陸區の増加が目立つてゐる。北海道は五反未満及び三町以上の經營が減少して居り、こゝでは全國的に見られる傾向が一層強く表現されてゐる様に思はれる。

五町以上の經營は壓制的に北海道がしめてゐるのであるが可成りの減少となつてゐる。實數は僅かではあ

るが、中國・近畿・東海區では相當増加してゐる事は注意すべき點である。以上、規模別農家數を更に專業兼業別に見ると次表の如く(三町以上の經營には北海道の影響が大きいので之を除く)。

總數	專業農家		兼業農家		總數	專業農家		兼業農家	
	戶數	割合	戶數	割合		戶數	割合	戶數	割合
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	
1,000	100%	100%	1,000	100%	1,000	100%	1,000	100%	

一町以下 四八・〇 六七・三 九五・二 九一・二
 一―三町 四九・二 三一・七 四・七 六・五
 三町以上 二・八 一・〇 〇・一 二・三
 又、右三階層別耕地を自小作地別に集計した結果は次の如くになつてゐる。

三階層別自小作地割合 (北海道ヲ除ク)

總數	自作地	小作地
1,784,411	93.3%	6.7%
1,000	51.6%	48.4%

一—三町	二、八三、八六	一、五八、五五	一、二六、三三
三町以上	三、四、七九	三、二、九六	三、三、二〇
總數	一〇〇	一〇〇	一〇〇

北海道

一町未滿	一、八三、四四	八、四六、五五	九、八八、九九
一—三町	七、六、四三	三、九、九二	四、四、四一
三町以上	八、三、六三	四、七、六五	三、四、九六
總數	一〇〇	一〇〇	一〇〇

即ち、内地(北海道を除く全國)の一町未滿では自作地、小作地が半々で、一—三町では自作地が五五%、三町以上では六三%となつてゐる。之に對し北海道では一—三町の自作地割合が四五%と最少で、三町以上でも内地の一—三町と同割合である。即ち高率小作耕の故に土地を借りての大經營は内地では成り立たぬことを示してゐる。

次に、今回の調査は、上述の如く、規模別農業者の大家畜(牛と馬)飼養数を調査したが、その結果は次の如くで、二—三町農業者にして初めて大家畜を一頭飼養してゐる事がわかる。五—一〇町經營に至つても僅かに二頭といふ事は經營組織の低い事の證左である。

規模別飼養大家畜數 (北海道を除く農家及準農家)

大家畜數	農家及準農家數	一戸當り大家畜數
總數 二、七、九、三、三	一〇〇%	五、三、八、一、〇
		〇、五三

土地ヲ耕作セザル農家及準農家	二、九、六、四	一、二	二、四、二、六	一、三三
五段未滿	三〇、三、七	二、六	一、八、九、三、六	〇、八
一町未滿	八、五、六、〇、六	三、〇	一、六、八、一、六	〇、三三
二町未滿	二、〇、三、九、三	四、〇	一、四、五、六、九、九	〇、七六
三町未滿	三、五、一、八、九	二、八	三、五、四、八、五	一、〇三
五町未滿	一、七、二、三	三、九	七、六、三、〇	一、四〇
一〇町未滿	一、四、三、九	〇、五	六、九、三	二、〇五
一〇町以上	二、四、七、六	〇、一	四、〇、六	六、二〇

規模別定雇數 (北海道を除く農家及準農家)

總數	二、四、六、六	一〇〇%	五、三、六、二、七	二、七
農家及準農家數	二、七、五	一九	二、四、一、〇、六	二、四
農家數	二、四、五	七九	一、八、九、三、六	〇、六
定雇數	一九、七、八	二、三六	一、六、八、一、六	一、三
	四、五、六、〇	二、九九	一、四、五、六、九、九	三、〇
	三、四、四	三、三四	三、五、四、六、三	二、〇八
	二、四、六、四	一、七〇	七、六、三、〇	三、一
	七、二、二	四、九	六、九、三	一、〇、六
	二、〇、三	一、四	四、〇、六	五、〇、一

次に農業者が儲つてゐる定雇を雇主たる農家の申告により調査した結果は十六・五萬人で北海道を除いた規模別定雇數を經營規模別に見ると次表の如く、

「土地を耕作せざる農業者」では東京・大阪・兵庫・愛

知・神奈川等が比較的多くの定雇をもつてゐる。大都市近郊の乳牛、養鶏等の特殊的經營が存する爲であらう。

尚、地域別に定雇をもつ階層が如何に異なるか見ると次表の如くで、

定雇分布の比較

五段—二町	二町—五町
東 北 區	三、一、四%
關 東 區	四、三、六%
近 畿 區	五、九、八%
九 州 區	五、二、六%
東 北 區 平均	二、一、五町經營が定雇の過半数を占めるに對し、近畿區では五段—二町が六〇%をもつ。九州區では五段—二町が五三%をもつ點では近畿型であるが、二—五町も三二%を持ち、近畿の五段未滿が多いのとコントラストをなす。關東區は東北・近畿の中層をえてゐる。

尚、北海道では三町以上の經營が多いので、定雇もそこでは七四%を占めてゐる。尚十町以上の經營でも三—三月に僅か一人の定雇を置いてゐるに過ぎない點は、内地のそれが五人をもつのと非常な相異がある。之は十町以上の農家といつても内地と北海道とは全く質的に異なる爲であらう。内地ではかゝる經營の大部分は東北にあるが、何れも地主手作的なもの云へよう。従つて多くの定雇を必要とするのであるが、北海道ではかゝる經營には畑作の粗放經營が多く、農繁期に季節傭をおく程度で主として自家勞力によるから、大經營でも三—三月に一人の定雇といふ結果となつたものと考へられる。

專業農家においては、玄米収入が第一位で、專業農家總數に對し、四八・五%とほとんど半分を占めてゐる。養蠶は之に次ぎ一五%、麥は一〇%となつてゐる。煙草が第五位を占めてゐるのは完全なる商品化作物の爲であり、柑橘・茶・大根・繭等の商業的作目が上位を占めてゐる。

次に第一種兼業農家に於いても第五位迄は專業と同一作目となつてゐる。

玄米・養蠶・麥・甘藷・馬鈴薯・煙草の主作目を唯一又は第一の現金収入源としてゐるものは、專業では八〇%、第二種兼業では七五%といふ事になり、残りの一五―二〇%を多數の他の作目が占めてゐるのである。

養牛・鹽工品及麥稈眞田、茶園では第一種兼業農家の方が率が高く、甘蔗では專業の方が高いのが目立つ。

尚、工藝作物及果樹では之を唯一又は第一の現金収入とした農家の方が第二の収入としたものより大となつてゐる。之はかゝる特殊な商業的作目を本業とする農家がかゝる事を物語るものであり、農業に於ても相當の分化が進んでゐる事を示す。

蔬菜ではそれを第二の収入とした農家の方が多い。大都市近郊に於ては蔬菜を第一の収入とする近郊農家が相當數にのぼるのであるが、蔬菜一般を取上げればやはり如上の傾向にある。

畜産でもそれを第二の収入とした農家の方が多い。養牛が第一位で養豚・馬事・養鶏が之に次いでゐる。我國に於ては畜産を專業とするものは少く、副業として之を經營にとり入れてゐる事を示してゐる。

九、養鶏農業者

養鶏農業者は全國で一八七・七萬である。農家三戸當一戸が鶏を飼つてゐる事になる。まづ飼養羽數により六階層に分け、全國の總數を見ると次の如くで、

規模別養鶏農業者數

總數	農家		準農家	
	戸數	100%	戸數	100%
九羽以下	一四六、九四一	七六	五、三七七	三三三
一〇羽以上	二六、七三三	一五三	一、三七七	一五八
二〇羽以上	四九、五四四	二六	五、七	四六
三〇羽以上	三、七三三	三二	三、〇〇	三七
四〇羽以上	三、九六五	三一	三、〇五	三五
五〇羽以上	六、八二二	〇四	六、九	二二

農家では九羽以下が七七・六%を占め、九二・九%が二九羽以下を飼つてゐるにすぎない。之等は自家用程度といへるであらうが、かゝる小飼養者の供出する卵は、一戸當りは僅少であつても、總數では無視し難い數量となる。その點米の生産が一農家當りでは十石に過ぎないのと同様の關係にあるともいへよう。

十、總括

以上を總括すれば次の如くである。

- (一) 世帯員中、農業を営むものある世帯を農家と定義したのであるが、それに依ると總農家數は五、四九八、八二六戸で、その内「土地を耕作せざるもの」は二、三三、五〇六戸である。之を除いて昭和

十三年の農家一齊調査と比較するに三三、六九九戸の増加となつてゐるが、調査技術其の他の關係を考慮に入れた場合、我國の農家はこの三年間總體としては停滞状態にあつたと云へよう。

(二) 專業兼業別に見ると、第一種兼業農家が増加し、專業及び第二種兼業農家が減少の傾向にある。

但し定義の變更に注意を要する。農家について割合をみるに專業が四一・九%、第一種兼業が三七・一%、第二種兼業が二一%である。

(三) 兼業農家は然らば如何なるものを兼業として營み或は如何なる賃労働に備はれてゐるかを見る

先づ「農業以外の産業を兼ぬるもの」の第一種兼業では「木炭製造業」が二一・一%で壓制的に多く、「商業」二四・三%、「小作料その他財産収入」一・八%、「工業」一一・四%の順となつて居り、第二種兼業では「商業」の二六・六%が最大で、續いては「工業」の一八・二%、「漁撈業」の一七・八%となつてゐる。

次に「賃労働たるもの」の第一種兼業では「工業賃労働」の二三・八%が首位で、「人夫日傭」二七・一%、「農業賃労働」二二・四%、「林業賃労働」二二・二%が之に續いて多い。

第二種兼業では「工業賃労働」二三・七%の首位、「人夫日傭」一五・二%の第二位は第一種兼業と變らないが「林業賃労働」九・九%と「農業賃労働」八・六%が僅かの差で逆になつてゐる。

(四) 業態別に農業者を見ると、農家では「耕種の

「み」を営むものが五一・三%と過半数を占め、「耕種と養蠶」を兼ねるものも二二・五%と多く、續いては「耕種と養畜」の一四・九%で、「耕種・養蠶・養畜」の三者を営むものは僅か八・七%に過ぎない。

動態的に見れば、「耕種のみ」がふえ「耕種・養蠶」は可成りの減少となつてゐる。

(五) 自小作別に農業者を見ると、「自作」二八・一%、「自作兼小作」二〇・七%、「小作兼自作」二〇・〇%、「小作」二七・七%及び今回新たに調査したる「貸付耕地一町歩以上を所有する農家」が一六・六萬戸(農家の三・〇%)である。

專業では自作及び自作兼小作の割合高く第二種兼業では小作の割合が高く(三八・四%)なつてゐる。又、東日本では自作農少く、西日本に多いといふ事及び自作農多き府縣は零細農家も多いといふ事が見られた。

(六) 規模別に見ると、中核的經營といはれる一三町經營は專業農家の四九・二%を占むるに對し、第一種兼業農家では三一・七%に過ぎない。

動態的に見れば、五段一町經營及び二二三町經營の増加と五町以上の大經營及び五反未満が減少してゐる。即ち一三町の中核的經營への集中が見られるのである。

北海道を除いた府縣では經營耕地中自作地の占むる割合は小作地よりも大きく規模に比例して大となつてゐるが、北海道では五町歩以上になつて初めて經營耕地中自作地が半ばを超えるに過ぎない。

大家畜は九州及び中國に多く飼はれてゐるが、全國的にいへば二三町經營で初めて大家畜一頭を飼つてゐるに過ぎない。

農業定雇は一六五萬人で東北・關東に比較的多く、近畿・中國は少い。平均的には五一一〇町經營で初めて一人の定雇をおいてゐるといふ事になる。

自動耕耘機は全國で約八、〇〇〇臺あるが、岡山・福岡に集中的に普及してゐるに過ぎない。

(七) 最後に現金収入の多寡より農家を見る。

先づ本業農家について、唯一又は第一の現金収入源作目は玄米が第一位で本業農家の四五・〇%が之に依存し、養蠶を第一収入源とするもの一五・八%、續いて麥の一〇・三%、甘藷・馬鈴薯の四・三%、烟草の二・六%となつてゐる。以上の五作目を第一収入源とするものは本業農家の七八%で、大部分は之等の作目に集中してゐるが、一方、數こそ少いが各種の作目を夫々第一収入源とするものがあるのである。

次に第二の現金収入源作目について見るに、麥の二六・六%が首位で、玄米の二三・四%、養蠶の一〇・四%、甘藷・馬鈴薯の六・一%、鹽土品・麥稈・眞田の四・四%が之に次いでゐる。以上の五作目を第二収入源とするものは本業農家の六〇・九%で、第二収入源は一層分化してゐる事を示す。

工藝作物及び果樹では第一収入源農家の割合(九・三%)が第一収入源農家の割合(七・四%)より大で、該部門の分化が進んでゐる事、換言すればそれで飯を食ふ農家が可成りある事を語つてゐる。

蔬菜及び畜産では第二収入源農家の割合(三・〇%)が第一収入源農家の割合(一・七%)より大で、該部門が一般的に云へば副業的に營まれてゐる事を示してゐる。

(八) 以上は一般農家に就いての概観であるが、最後に養鶏農業者についてみると、

先づ農家中、鶏を飼つてゐるものは三戸に一戸の割合である。而して養鶏農家の九三%は三〇羽以下の小飼農家であるが、一方一〇〇羽以上飼養農家(四・七萬戸)は第一現金収入の側から見ても、主として養鶏に依存してゐる經營と云へるであらう。

又養鶏業に於いても種鶏、孵卵・採肉の分化が行はれて居り、而も愛知・兵庫・奈良等に集中してゐる事が注目せられる。

(備考) 本項所載の統計文字には厚生省研究所人口民族部に於いて再算の結果訂正せるものが多い。